

2013年(平成25年)3月27日

福岡大学大学院法曹実務研究科  
評価報告書

公益財団法人日弁連法務研究財団

第1	認証評価結果	1
第2	分野別評価（認証評価結果の概要）	2
第3	評価基準項目毎の評価	7
第1	分野 運営と自己改革	7
1 - 1	法曹像の周知	7
1 - 2	特徴の追求	9
1 - 3	自己改革	12
1 - 4	法科大学院の自主性・独立性	15
1 - 5	情報公開	17
1 - 6	学生への約束の履行	19
第2	分野 入学者選抜	22
2 - 1	入学者選抜 入学者選抜基準等の規定・公開・実施	22
2 - 2	既修者認定 既修者選抜基準等の規定・公開・実施	29
2 - 3	多様性 入学者の多様性の確保	32
第3	分野 教育体制	35
3 - 1	教員体制・教員組織（1）専任教員の必要数及び適格性	35
3 - 2	教員体制・教員組織（2）教員の確保・維持・向上	37
3 - 3	教員体制・教員組織（3）専任教員の構成	39
3 - 4	教員体制・教員組織（4）教員の年齢構成	41
3 - 5	教員体制・教員組織（5）教員のジェンダーバランス	42
3 - 6	教員支援体制（1）担当授業時間数	43
3 - 7	教員支援体制（2）研究支援体制	46
第4	分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	49
4 - 1	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）FD活動	49
4 - 2	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）学生評価	52
第5	分野 カリキュラム	55
5 - 1	科目構成（1）科目設定・バランス	55
5 - 2	科目構成（2）科目の体系性・適切性	61
5 - 3	科目構成（3）法曹倫理の開設	65
5 - 4	履修（1）<履修選択指導等>	67
5 - 5	履修（2）<履修登録の上限>	70
第6	分野 授業	72
6 - 1	授業	72
6 - 2	理論と実務の架橋（1）理論と実務の架橋	77
6 - 3	理論と実務の架橋（2）臨床科目	80
第7	分野 学習環境及び人的支援体制	83
7 - 1	学生数（1）クラス人数	83

7 - 2	学生数 ( 2 ) 入学者数	84
7 - 3	学生数 ( 3 ) 在籍者数	85
7 - 4	施設・設備 ( 1 ) 施設・設備の確保・整備	86
7 - 5	施設・設備 ( 2 ) 図書・情報源の整備	88
7 - 6	教育・学習支援体制	90
7 - 7	学生支援体制 ( 1 ) 学生生活支援体制	91
7 - 8	学生支援体制 ( 2 ) 学生へのアドバイス	93
第 8 分野	成績評価・修了認定	94
8 - 1	成績評価 厳格な成績評価の実施	94
8 - 2	修了認定 修了認定の適切な実施	97
8 - 3	異議申立手続 成績評価・修了認定に対する異議申立手続	100
第 9 分野	法曹に必要なマインド・スキルの養成	102
9 - 1	法曹に必要なマインド・スキルの養成 法曹養成教育	102
第 4	本認証評価のスケジュール	109

## 第 1 認証評価結果

認証評価の結果，福岡大学大学院法曹実務研究科は，公益財団法人日弁連法務研究財団が定める法科大学院評価基準に適合していると認定する。

## 第2 分野別評価（認証評価結果の概要）

当財団が定める法科大学院評価基準に従い、各評価基準項目に対する評価を、分野別に総合した結果及び総評は以下のとおりである。

### 第1分野 運営と自己改革

#### 【各評価基準項目別の評価結果】

1 - 1	法曹像の周知	B
1 - 2	特徴の追求	B
1 - 3	自己改革	B
1 - 4	法科大学院の自主性・独立性	適合
1 - 5	情報公開	A
1 - 6	学生への約束の履行	適合

#### 【分野別評価結果及び総評】

第1分野の評価結果は B である。

当該法科大学院においては、養成しようとする法曹像として、社会の発展に貢献する法曹などが標榜され、それを周知するとともに、それに即した特徴の追求のため一定の取り組みがされている。地域に根ざした法曹養成の具体的な成果も現れ始めており、全体として評価すれば、特徴を追求する取り組みの適切性は良好である。なお、法律基本科目の過度の偏重の懸念が依然としてあり、また、エクスターンシップの推進などについては、さらなる工夫を要する部分がみられる。

### 第2分野 入学者選抜

#### 【各評価基準項目別の評価結果】

2 - 1	入学者選抜	入学者選抜基準等の規定・公開・実施	B
2 - 2	既修者認定	既修者選抜基準等の規定・公開・実施	B
2 - 3	多様性	入学者の多様性の確保	B

#### 【分野別評価結果及び総評】

第2分野の評価結果は B である。

入学者の選抜基準の明確化やその公表において改善を要する部分はあるものの、学生受入方針、選抜基準、選抜手続は公平かつ公正であって、おおむ

ね適切な時期・方法によって公開されており，入学者選抜もこれらの基準・  
手続に従って実施されており，選抜方法も改善の努力が重ねられていて，い  
ずれも良好である。

### 第3分野 教育体制

#### 【各評価基準項目別の評価結果】

3 - 1	教員体制・教員組織（1）	専任教員の必要数及び適格性	適合
3 - 2	教員体制・教員組織（2）	教員の確保・維持・向上	B
3 - 3	教員体制・教員組織（3）	専任教員の構成	B
3 - 4	教員体制・教員組織（4）	教員の年齢構成	B
3 - 5	教員体制・教員組織（5）	教員のジェンダーバランス	B
3 - 6	教員支援体制（1）	担当授業時間数	B
3 - 7	教員支援体制（2）	研究支援体制	B

#### 【分野別評価結果及び総評】

第3分野の評価結果は B である。

教員体制，教員組織，教育支援体制及び研究支援体制のいずれについても，  
改善が期待される点が見られるが，おおむね良好である。

### 第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

#### 【各評価基準項目別の評価結果】

4 - 1	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）		
	FD活動		B
4 - 2	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）		
	学生評価		A

#### 【分野別評価結果及び総評】

第4分野の評価結果は B である。

学生による評価の取り組みが真摯になされており，また，自己認識アンケ  
ートや修了生・在学生に対するヒヤリングといった，授業以外の学生生活等  
に関する学生の意識・意向の調査も実施されており，非常に充実している。  
また，FD委員会によるFD活動も活発に行われている。

### 第5分野 カリキュラム

#### 【各評価基準項目別の評価結果】

5 - 1	科目構成(1) 科目設定・バランス	C
5 - 2	科目構成(2) 科目の体系性・適切性	C
5 - 3	科目構成(3) 法曹倫理の開設	適合
5 - 4	履修(1) 履修選択指導等	C
5 - 5	履修(2) 履修登録の上限	適合

#### 【分野別評価結果及び総評】

第5分野の評価結果は C である。

授業科目はおおむね適切に配置されているが、展開・先端科目の一部について、法律基本科目又は法律実務基礎科目とすべき科目が含まれている。また、法律実務基礎科目の必修単位数が形式上認証評価基準に適合していない（もっとも、履修状況にかんがみれば、カリキュラム及びその内容について、実質的にはこの認証評価基準を満たしており、基準不適合とまではいえない）。そのほか、履修選択指導において、展開・先端科目の選択の幅が狭いこと、法曹倫理は開設されているものの、その実質的内容には問題があること等にかんがみると、当該分野には改善を要する課題が多い。

#### 第6分野 授業

##### 【各評価基準項目別の評価結果】

6 - 1	授業	B
6 - 2	理論と実務の架橋(1) 理論と実務の架橋	C
6 - 3	理論と実務の架橋(2) 臨床科目	C

#### 【分野別評価結果及び総評】

第6分野の評価結果は C である。

理論と実務の架橋について、その意義をとらえ直し、具体的な授業内容についても、理論教育を実務教育に結び付ける具体的施策を講じて充実させる必要が認められる。関連して、臨床科目について改善を要する事項があり、また、授業計画が全く開示されていない科目が散見され、授業の計画や準備について、改善を要する点が少なくない。

#### 第7分野 学習環境及び人的支援体制

##### 【各評価基準項目別の評価結果】

7 - 1	学生数(1) クラス人数	適合
7 - 2	学生数(2) 入学者数	適合
7 - 3	学生数(3) 在籍者数	適合

7 - 4	施設・設備（1）	施設・設備の確保・整備	A
7 - 5	施設・設備（2）	図書・情報源の整備	A
7 - 6	教育・学習支援体制		A
7 - 7	学生支援体制（1）	学生生活支援体制	A
7 - 8	学生支援体制（2）	学生へのアドバイス	A

**【分野別評価結果及び総評】**

第7分野の評価結果は A である。

クラス人数，入学者数及び在籍者数など学生の数の観点で問題はなく，また，施設・設備も非常に充実している。教育・学習支援体制さらに学生生活支援体制や学生へのアドバイスの学生支援体制は，工夫が重ねられており，成果がみられる。

**第8分野 成績評価・修了認定**

**【各評価基準項目別の評価結果】**

8 - 1	成績評価	厳格な成績評価の実施	A
8 - 2	修了認定	修了認定の適切な実施	B
8 - 3	異議申立手続	成績評価・修了認定に対する異議申立手続	A

**【分野別評価結果及び総評】**

第8分野の評価結果は B である。

厳格な成績評価基準が適切に設定されていて，学生に対して事前に開示され，また，実施されている。なお，かつて実施されていた課程修了試験の運用には若干の問題があり，その廃止後の経過措置においても学生に不公平感を抱かせないようにする見地から，若干の改善を要する事項がみられる。

**第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成**

**【各評価基準項目別の評価結果】**

9 - 1	法曹に必要なマインド・スキルの養成	法曹養成教育	C
-------	-------------------	--------	---

**【分野別評価結果及び総評】**

第9分野の評価結果は C である。

法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定に関し，一般的な教育目標として志向されているとみられるものの，学生に対する共通的な到達目標は，そのための検討の具体的な取り組みが着手されたところであるとどまる。国際性の涵養について努力がされている点などを評価することができるが，

大きな問題として、法律基本科目の偏重の傾向、法律実務基礎科目群について制度上定められている必修単位数についてみられる問題、理論と実務の架橋への意識を徹底させる必要、さらに法曹倫理の科目の設置や運用の問題点など、法曹養成という観点からみて、改善を要する課題が多くみられる。

### 第3 評価基準項目毎の評価

#### 第1分野 運営と自己改革

##### 1-1 法曹像の周知

(評価基準) 養成しようとする法曹像が明確であり、関係者等に周知されていること。

#### 1 当該法科大学院の現状

##### (1) 養成しようとする法曹像

当該法科大学院は、地域にある小規模法科大学院という特長を踏まえ、2007年度から、法曹養成の目標を次のとおりとしている。

第1は、社会正義を実現する本来あるべき法曹の養成である(「人権を擁護する身近な弁護士、世の中の公正を追求する裁判官、社会正義の実現を目指す検察官など幅広い人材を養成」)。これは、倫理観、正義感、人権感覚に裏付けられた深い洞察力と的確な判断力、新たな問題にも適用できる体系的な法知識と鋭い分析力、多様な問題に対応できる柔軟な解決能力を備えた人材であるジェネラリストたる実務法曹としての基本的要素を備えた人材を養成するという目標である。

第2は、社会の発展に貢献する法曹の養成である(「企業、自治体、NPOなど、様々な領域の社会活動を支える法曹の養成を目指す」)。これは、上記ジェネラリストとしての資質、能力の他に地域における社会経済や法的問題の実態を把握し、地域社会の健全な自発的發展に資する批判能力と行動力を備えた人材として地域に根ざした法的助言者としての実務法曹を養成するという目標である。

第3は、あらゆる方面に対応、極めて高度な法律問題にも対応できる法曹の養成である(「地域に根ざし、地域に通じ、幅広く人々の暮らしを支える法曹の育成」)。これは、社会において不断に生じる新たな法的問題への対応の必要性、多彩で高度な専門的知識を駆使して裁判上及び裁判外で法曹として活躍するための能力の育成を目的とするものであり、また、法曹となった後のリカレント教育の要請にも応えることを目的として、地域社会において活動する実務法曹に対し、多様、最新かつ高度な専門知識を提供するという目標である。

##### (2) 法曹像の周知

#### ア 教員への周知、理解

教員への周知、理解について特別の取り組みがされているわけではないが、専任教員全員が関わる入学者選抜(書類選考、面接)では「養成

しようとする法曹像」を一つの基準としており、志願者が提出する自己評価書の記載を確認するとともに面接で確認するなど、選抜過程での審議、議論を通じて「養成しようとする法曹像」の周知が行われている。

#### イ 学生への周知，理解

学生に対しては、学修ガイド、法科大学院パンフレットにおいて、あるいは募集活動の段階で説明が行われている。

また、入学後も、入学式、学位記授与式その他の行事における訓話、あるいは履修指導によって、「養成しようとする法曹像」について周知が図られている。

#### ウ 社会への周知

入学希望者を含む社会に対しては、当該法科大学院のパンフレット及びホームページに「養成しようとする法曹像」の内容を掲載し、さらに新聞等の媒体を通じて周知を図っている。また、民間機関が主催する法科大学院説明会（福岡など）に参加し、さらに、当該法科大学院単独の説明会（学内、北九州、長崎、大分、熊本）を開催し、当該法科大学院の「養成しようとする法曹像」について説明を行っている。

## 2 当財団の評価

当該法科大学院が養成しようとする法曹像は比較的明確であり、多数回の説明会を各地で開催する等、教員、職員、学生、社会に周知する努力もされているが、カリキュラム編成や教育等は一般的なものであり、また、展開・先端科目の設置が十分でないことの改善を含め、なお一層その追求する法曹像を明瞭にして、それを周知していくことが必要であると考えられる。

## 3 多段階評価

### (1) 結論

B

### (2) 理由

当該法科大学院が養成しようとする法曹像は比較的明確であり、周知もされており、いずれも良好であるが、さらなる工夫が必要と考えられる。

## 1 - 2 特徴の追求

(評価基準) 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

### 1 当該法科大学院の現状

#### (1) 当該法科大学院の特徴

当該法科大学院は、社会正義を実現する法曹，社会の発展に貢献する法曹，あらゆる方面に対応できる専門的な問題に対応できる能力を有する法曹の養成を目指している。

当該法科大学院は、実務法曹として十分な基礎的能力が必要であると考え、まず、実務法曹としての理論的及び実務的基礎能力を養うことを重視し、その上で、多様な専門分野に対応する能力の養成を図るという教育方法をとっている。

#### (2) 特徴を追求・徹底するための取り組み

当該法科大学院では、次のような取り組みがされている。

##### ア 福岡リーガルクリニックセンターとの連携

当該法科大学院は弁護士法人福岡リーガルクリニックセンターと連携して、特徴の追求に取り組んでいる。

同センターは、いわば「大学病院」としての機能を果たすべく福岡大学内に設置された弁護士法人である。同センターは当該法科大学院の実務家教員を所長とし、実働として社員弁護士1人、当該法科大学院出身の契約（アソシエート）弁護士2人が所属しており、一般民事事件、家事事件、刑事事件、少年事件、行政事件等を取り扱っている。学生に対しては、エクスターンシップ、無料法律相談への立会い等において、具体的な弁護士業務を参観させ、当該業務の説明をしたり質問を受けるなどの指導をしている。同センターには大学から財政的支援をしているが、「大学病院」としての一種公的な役割を持つとはいえ、財政的基盤の充実（独立採算）が課題とのことである。

同センターは、実践面で当該法科大学院の特徴を追求することを設立目的とし、地域に根ざし、地域に通じ、幅広く人々の暮らしを支える実践的活動とそのような法曹の育成の場を提供することを目指している。

具体的には、(ア)福岡大学の地域ネット推進センターと連携して、福岡市城南区の公民館での出張無料法律相談会を実施するなどの地域でのリーガルサービスの提供、(イ)当該法科大学院学生のエクスターンシップ等が行われており、その実績は次のとおりである。

(ア) 公民館での出張無料法律相談会実績件数（相談会開催回数及び相談件数）

2011年度	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
回数	1	2	1	2	1	1	2	1
件数	6	3	6	7	4	2	7	4
2012年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
回数	2	2	2	2	2	3	4	28
件数	5	9	8	8	4	13	18	104

(イ) エクスターンシップ・リーガルクリニックの実績

エクスターンシップは、2011年2月実施が1人、2012年2・3月実施が2人であった。現時点で派遣実績は少ないが、これはまだ同センターで指導を担当できる弁護士が1人のみであり、同時期に指導できる学生数が限られていることによる。現在、指導を受けている所属弁護士が養成されれば、今後は3、4人も受入れ可能とのことである。

法律無料相談への立会いは、2011年5・6月実施が11人、2012年5～7月実施が10人である。

イ 福岡大学におけるインハウス・ロイヤーの採用

2009年4月1日から、薬学部出身者であり薬剤師の経験が豊富な当該法科大学院出身の弁護士が福岡大学医学部・大学病院において医療問題を専門に取り扱うインハウス・ロイヤーとして採用された。同弁護士は、医学部消化器外科教室に所属し（医学部では医療安全のオムニバス講義の一コマを担当している。）、医療安全、医療訴訟分野における先端的リーガルサービスの研究と提供を行っている。また、同弁護士は、当該法科大学院学生に対しても刑法のゼミに出席して適宜助言や指導を行っているが、現時点では必ずしも専門分野での指導をするなど専門性を活かした法曹養成がされているわけではない。

ウ 地元自治体でのエクスターンシップの実施

エクスターンシップは、法律事務所のほか、2011年度に福岡県庁に2人の学生を派遣したことがある。

(3) 取り組みの効果の検証

取り組みの効果の検証は、FD委員会、拡大FD委員会、教授会後のFD活動に関するフリートキング会、教授会でやっている（1-3参照）。

(4) その他

他にも、例えば企業法務については、九州電力株式会社法務部の社員に授業に来てもらい、企業法務の実際などを学生に伝えたりしたことがある。以前には、患者団体のNPOに学生がボランティア参加していたこともあったが、最近は行われていない。

2 当財団の評価

当該法科大学院の特徴的な取り組みとしては、弁護士法人福岡リーガルクリニックセンターとの連携、福岡大学におけるインハウス・ロイヤーの採用、地元自治体でのエクスターンシップの実施等があり、「地域に根ざし、地域に通じ、幅広く人々の暮らしを支える法曹の育成」という法曹像を具体化するための特徴的な取り組みがなされ、少しずつ具体的な成果が現れ始めていると評価できる。

他方で、社会正義の実現、社会発展への貢献という法曹像の実現については、法曹像が抽象的であることもあって、具体的な取り組みが十分にされているとはいえない。特に、企業、自治体、NPOなど社会の発展に貢献する法曹の養成の面では、過去に取り組みがされていたものの、学生数減少等の事情もあって取り組みが十分であるとはいえない。

また、当財団による2007年度の認証評価において、特徴の追求よりもむしろ、法律基本科目の過度の偏重が懸念として指摘されていたが、現在もなお、法律基本科目の実質を持つと認められる展開・先端科目が複数あり、この点についての改善は見られない。

なお、当該法科大学院は、特徴追求のための取り組みとして、実務法曹としての基礎的能力養成を重視したカリキュラム、研究者教員及び法曹三者を揃えた実務家教員による実践的教育、アカデミック・アドバイザーによる学習支援を挙げているが、多くの法科大学院で行われている内容であり、特筆すべきものとはいえない。

### 3 多段階評価

#### (1) 結論

B

#### (2) 理由

当該法科大学院の取り組みには、なお工夫の余地があり、法律基本科目の過度の偏重の懸念が依然としてあるものの、地域に根ざした法曹養成の具体的な成果も現れ始めており、全体として評価すれば、特徴を追求する取り組みの適切性は良好であるといえる。

## 1 - 3 自己改革

(評価基準) 自己改革を目的とした組織・体制が、適切に整備され機能していること。

(注)

「自己改革」とは、当該法科大学院における法曹養成教育の状況等(入学者選抜及び修了認定等に関する事項を含む。)を不断に検証し、検証結果等を踏まえて、法科大学院の社会的使命のより効果的な達成に向け諸要素を改善していくことをいう。自己点検・評価活動(学校教育法第109条第1項)は本評価基準の評価対象とする。また、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的活動(FD活動)に関する事項はすべて評価基準4-1の評価対象とする。

「組織・体制」とは、法科大学院の自己改革活動を目的として設定された組織や、自己改革に恒常的に取り組むためにとられた体制をいい、公開された情報に対する評価や改善提案に適切に対応する体制及び修了者の進路を適切に把握してその結果を教育の改善に活用する取り組みも含まれる。

### 1 当該法科大学院の現状

#### (1) 組織・体制の整備

当該法科大学院では自己改革を目的とした組織として、次の3つの委員会が設置されている。

当該法科大学院における自己点検・評価の実施、認証評価への対応、その結果の公表に必要な事項の処理を行う「自己点検・評価委員会」

カリキュラム見直し等のため教授会の承認を経て設置された「カリキュラム検討委員会」

教育内容・方法について検討する「FD委員会」

当該法科大学院は助教を除く専任教員数12人(2012年5月1日現在)の小規模な法科大学院であり、専任教員は、FD委員会等、教学に関わる何らかの委員会に所属している。

#### (2) 組織・体制の活動状況

自己点検・評価委員会は、2009年度、2010年度については、教育・指導等に関しては、主としてFD活動を中心に行ったことにより、特に自己点検・評価を目的とする委員会は開催しなかったが、2011年度は5回開催した。

また、2011年度は、当財団の自己点検・評価報告書のフォームに準拠して、当該大学学内の自己点検・評価報告書を作成し評価を受けた。

カリキュラム検討委員会は、2007年度、2008年度に開催されたほか、

2012年度にも4回（2012年7月11日，8月22日，10月17日，10月24日）開催されており，展開・先端科目（司法試験選択科目）の設置，GPA進級要件の緩和が検討されている。

F D委員会については，第4分野を参照。

各委員会では，活動状況につき議事録が作成されている。

また，これらの委員会の活動はその都度，教授会に報告され，議論がされている。教授会の構成員が少ないため，多くの情報を共有して全員参加で議論を行うことができている。

さらに，当該法科大学院では，F D委員会を中心に必要に応じてテーマを設定して，教授会終了後に全員でフリートーキング会を開催し，その後F D委員会で改善策を検討し，教授会に提案している。

以上による自己改革の具体例としては，純粹未修者や法的思考に馴染みのない学生への効果的な指導方法を討議し，判例の論理的な展開などをきちんと理解させる取り組みとして，判例講読（1単位8回）を開講することとし，また1年生向けのアカデミック・アドバイザーを設置したことがある。

なお，当財団が2007年度に実施した認証評価では，専任教員の少なさにより，個々の教員に過大な負担がかかっていることから，自己改革の実践が必ずしも十分でないとの指摘があったが，学生数減少のために結果として全体の負担は軽減されている。

### （3）組織・体制の機能状況

教育体制の改善については，F D委員会，教授会，カリキュラム検討委員会等で随時検討している。入試に関してはS日程の導入，初学者の教育については上記の判例講読の設置，カリキュラムについては展開・先端科目の充実に向けた取り組みなどがされている。

また，自己改革のために，個別の在學生，修了生からの意見聴取として，持ち上がりのクラス担任との随時の意見交換（なお，定期試験成績発表日（年2回）は専任教員全員が相談時間を設けている。），F D委員会による個別学生との意見交換（年1回程度実施）を実施するなど，少人数であることを活かした在學生，修了生との頻繁な意見交換に取り組んでいる。

修了生の進路についても，18人を除き現状を把握しているが，入学者選抜の現状及び退学者が多いという事象を踏まえた自己改革の取り組みが必要な状況にある。

## 2 当財団の評価

F D委員会，カリキュラム検討委員会等において，カリキュラムの改革，入学者選抜，修了認定その他教育体制等について改善を検証し，S日程の入試を導入したり，判例講読を開講したり，展開・先端科目の新設を予定する

など一定の成果を出しており，自己改革を目的とした組織・体制の整備・機能の点で，いずれも良好であると評価することができる。

もっとも，入学者や在籍者，さらに修了生の数という観点からみた当該法科大学院の基本設計に関わる問題として，当該法科大学院は，退学者が多く，修了まで辿り着くことができる者が少ない，という事象がみられ，これを改善するための自己改革の努力が引き続き要請される（9 - 1の2（1））。

### 3 多段階評価

#### （1）結論

B

#### （2）理由

自己改革を目的とした組織・体制の整備・機能の点で，いずれも良好であるが，当該法科大学院の現状を踏まえたさらなる自己改革の努力が求められる。

## 1 - 4 法科大学院の自主性・独立性

(評価基準) 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

### 1 当該法科大学院の現状

当該法科大学院の自主性・独立性に関する現状は次のとおりである。

#### (1) 教授会の権限

学則上、教授会において決定することができる事項は以下のとおりである。下記(2)で示すように理事会等の機関の承認を必要とするものがあるが、実際は、教授会の意向が尊重されている。

学生の入学に関する事項

教育課程及び教育方法に関する事項

課程修了及び学位の認定に関する事項

学生の身分に関する事項

教育職員の採用及び身分に関する事項

組織及び運営に関する事項

自己点検・評価及び認証評価に関する事項

その他法科大学院長が必要と認めた事項

#### (2) 理事会等との関係

当該法科大学院の属する福岡大学においては、学則変更等の重要事項については理事会が最終的決定権を有するが、その他の事項については大学協議会が最高意思決定機関としての役割を果たしている。大学協議会で審議する案件を協議する機関として企画運営会議があり、大学協議会は原則として企画運営会議が提出した案件について審議することとされている。

法科大学院教授会の決定は、企画運営会議を経て、大学協議会へ上程され、大学協議会の議決(学則変更等については理事会の決定)によって最終的に確定することになる。なお、法科大学院教授会の決定はこれまでのところすべて尊重されており、法科大学院の意思決定の独立性は実質的に保障されている。

法科大学院と他の学部との相違点として、教員人事のほか、学生部委員会、教務委員会、図書委員会等各学部から委員が選出される大学の委員会へ委員を出していないことがある。これは、法科大学院が学部から独立していること(例えば、図書委員会は全学部の図書予算作成の権限を有するが、法科大学院は独自の図書予算作成権をもっているので図書委員会には参加していない。)のほかに、学部比べて専任教員の数が少なく委員を出す余裕が実質的にないためである。

#### (3) 他学部との関係

当該法科大学院は他の学部，大学院から独立しており，他の学部，大学院との関係で教授会の決定や意向が実現できなかった例はない。

2 当財団の評価

当該法科大学院では，自主性・独立性を確保する体制が取られている。

3 合否判定

(1) 結論

適合

(2) 理由

自主性・独立性に問題はない。

## 1 - 5 情報公開

(評価基準) 教育活動等に関する情報が適切に公開されていること。

### 1 当該法科大学院の現状

#### (1) 公開されている情報の内容

当該法科大学院が、開示している教育活動等に関する情報は、次のとおりである。

養成しようとする法曹像

入学者選抜に関する事項として、入学者選抜方針、選抜基準、選抜手続、志願者数、志願倍率、受験者数、合格者数、入学者数、配点基準、適性試験の最低点、合格者の適性試験の平均点など

教育内容等に関する事項として、カリキュラム、シラバス、達成目標、進級・修了要件など

教員に関する事項として、教員の体制、担当教員の教育研究業績など

成績評価・修了者の進路等に関する事項として、成績評価基準、修了認定基準、修了者数、修了率、司法試験合格状況、修了者の進路など

学生の学習環境に関する事項として、施設、設備環境、在籍者数、収容定員、奨学金制度など

自己改革の取り組みに関する事項として、授業評価アンケート、教員の自己評価書など

#### (2) 公開の方法

教育活動等に関する情報のうち ~ は、主として、毎年度発行する法科大学院のパンフレット、学修ガイド、ホームページで公開している。

については、学生の自習室において1か月間学生の閲覧に供している。

#### (3) 公開情報についての質問や提案への対応

公開された情報その他についての質問は年に数回程度あるが、法科大学院事務室で受け付け、運営委員や事務局が、適宜メール、電話、口頭で回答している。例えば、2012年度には電話で適性試験の合格最低点の質問が1件あり、最低点を下回る場合(適性試験の成績が下位15%以下)での合格は極めて難しいと回答した。

学生からの質問や意見・要望は自習室に設置している「目安箱」で受け付けており、「目安箱」への投書(自習室に設置する図書を購入要望が過半数を占める。)に対しては運営委員が掲示板に掲示する方法で随時回答を行っている。なお、「目安箱」への投書は、すべて、運営委員会及び教授会で回覧され、重要な提案については、運営委員会及び教授会で検討され教育

活動の改善に活かされている。例えば、従来、当該法科大学院では留年した学生は、次年度以降特待生等奨学金の支給対象とはしていなかったが、2011年11月、在学生・修了生計16人の連名で、留年した場合にも特待生等奨学金の支給ができるよう制度変更を求める旨の目安箱への投書があった。そこで、教授会で検討した結果、入学年度の特待生等奨学金枠に余裕がある場合には、運用で、留年経験者も特待生等奨学金の支給対象とすることとし、今年度、この措置により1人準特待生として特待生等奨学金の支給を受けることになった。

## 2 当財団の評価

開示している情報の範囲・内容，開示方法，学内外からの質問や提案等に対する対応も適切である。

## 3 多段階評価

### (1) 結論

A

### (2) 理由

教育活動等に関する情報公開が，非常に適切に行われている。

## 1 - 6 学生への約束の履行

(評価基準) 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

### 1 当該法科大学院の現状

当該法科大学院における学生への約束の履行状況は次のとおりである。

#### (1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

当該法科大学院が学生に約束した重要事項として次のようなものがある。

法的な思考力と論理力の修得をはかる「法律基本科目」と法曹実務の基礎を養う「法律実務基礎科目」を中心に、多様な「展開・先端科目」から編成されるカリキュラムと教員の手当

正規のカリキュラムのほかの学習支援体制の整備

法曹三者による実践的教育

学習環境の整備(専用棟の設置, 自習室・ロッカー等の整備, ネットワークの利用等)

奨学金等の整備

修了後の継続的支援

#### (2) 約束の履行状況

については、理論教育と実務教育の架橋が必ずしも十分でなく(第6分野参照)、展開・先端科目が十分に設置、開講されているとはいえないが(第5分野参照)、いずれについてもカリキュラム検討委員会を中心に具体的な改善が予定されている。

については、専任教員による無単位科目として「教科指導」という科目(以下「教科指導」という。)を設置したり、アカデミック・アドバイザーによる学習支援を行ったりしているが、一部の「教科指導」は事実上、授業の補習になっている懸念がある(第6分野参照)。

については、専用棟である法科大学院棟を設けており、法科大学院棟には学生定員(90人)を上回る座席数(164席)を確保した自習室を設けており、学生全員が各自のロッカーを利用でき、ネットワークの利用環境も整っており、非常に充実している。

については、希望する学生全員が奨学金を受給できるように、日本学生支援機構の奨学金(1種, 2種)の外に独自の奨学金を設けている。

については、希望する学生全員を最大5年間「法務研修生」として受け入れている。「法務研修生」は、ほぼ在学生と同様の施設利用が可能で、授業への出席も認めている。なお「法務研修生」の研修指導料は、半期1万5千円で、修了生の負担を考えて廉価に設定している。

法務研修生数の推移（2009年度～2011年度）は次のとおりであり，多くの修了生が利用している。

年度	2009年度		2010年度		2011年度	
期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期
人数	44	35	38	29	38	33

### （3）履行に問題のある事項についての手当

「初学者に優しいというのが実態は違う」との修了生からの指摘もあったが，他方で，段階を踏んだ教育のおかげで力が付いているとの感想や判例講読による指導を評価する声もあり，また1年生向けアカデミック・アドバイザーの配置等の対応が行われており，これらを評価する学生もいた。

また，一部の学生からは，履修を希望していた科目が開講されなかったとの声があったが，当該法科大学院の説明では，1人でも希望者があれば開講するとのことであり，実際に1人の受講者で開講された科目も相当数あった。

社会保障法，租税法については，希望者がいないために3年間連続で開講されておらず（ただし，在学生からは租税法を履修したかったという声もあった。），パンフレットにも担当教員の記載がないが，担当教員は確保されており，履修希望者がいれば開講するとのことである。

なお，当財団による2007年度の認証評価では，多様な「展開・先端科目」が開講されているとはいいい難い旨指摘されているが，近年さらに展開・先端科目数が減少しており，在学生からは不十分だとの声や修了生からは知的財産法，経済法を履修したかったが廃止されたために履修できなかったとの声があった。この点につき当該法科大学院は現在，カリキュラム検討委員会において，環境法，経済法を開講科目として設置する方向で調整中である。

## 2 当財団の評価

学生に約束した教育活動等の重要事項がおおむね誠実に履行されているといえるが，学生数の減少もあって近年さらに展開・先端科目が減少し，開講もされていないことは問題がある。

当該法科大学院では，展開・先端科目の新設に目処を付けており，速やかに実現されることが望ましい。

## 3 合否判定

### （1）結論

適合

### （2）理由

学生に約束した教育活動等の重要事項について、多様な展開・先端科目の設置が実現されていない問題があるが、現在、科目の新設に目処が付けられており、適切な手当等がなされている。

## 第2分野 入学者選抜

### 2-1 入学者選抜 入学者選抜基準等の規定・公開・実施

(評価基準) 入学者選抜において、適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜が適切に実施されていること。

(注)

「適切な選抜基準及び選抜手続」とは、学生受入方針に適合しており、かつ公平、公正であるとともに、法曹養成という法科大学院の目的に照らして、入学者の適性を適確に評価することのできる選抜基準及び選抜手続をいう。「公正」とは、法曹養成と合理的関係のないこと（寄附金の多寡、法科大学院関係者との縁故関係、自大学出身であること等）を選抜の過程で考慮要素としないことをいう。

「適切に実施されている」とは、選抜基準及び選抜手続に従って入学者選抜が実施され、入学者の適性が適確に評価されて、法曹養成という目的に照らし、当該法科大学院への入学を認めることが相当な者が選抜されていることをいう。

#### 1 当該法科大学院の現状

##### (1) 学生受入方針

当該法科大学院は、「法科大学院における教育を受け、実務法曹として必要な柔軟で論理的な思考力及び多様な専門的知識と技能を有すること」をもって、その入学者の選考基準としている。このため、「入学者の選考においては、法律的知識の多寡ではなく、論理的かつ合理的な『思考力・分析力・判断力・表現力』という実務法曹としての基礎的能力及び資質を適正かつ公平に評価」することとしている。また、多角的視点から多様な人材を選考し、異なった専門的知識や社会経験を有する人に広く門戸を開くため、公平性への配慮を図りながら、社会人や法学部以外の出身者について、一定の範囲で優先的な選考を実施する「社会人・法学部以外出身者など特別選考」制度を採用し、2009年度入学者選考までは入学定員の3割程度を募集人数として実施してきたが、2010年度入学者選考からは、その割合を4割程度（社会人3割、法学系以外の出身者1割）に変更実施している。さらに、入学時において就業している、又は入学後に就業する等の理由により、標準修業年限（3年間で課程修了）を超えた履修計画を有する者について、長期在学履修（5年間で課程修了）を認める制度も設けている。また、2013年度入学者選考では、面接試験のみによるS日程も採用している。

## (2) 選抜基準と選抜手続

当該法科大学院では、2011年度入学者選考までは、法学未修者及び法学既修者の募集人員は定めず、入学試験（小論文及び面接）を受験した者の中で2年次編入を希望する者について、法律専門試験（論述式試験）を実施してきたが、2012年度入学者選考からは、未修者コース、既修者コースに分けて、未修者・既修者専願・併願方式による選考方法を採用している。以下は、2013年度入学者選考における実施方法である。

### ア 未修者コース

#### (ア) A日程・B日程

2013年度入学者選考の未修者コースについては、未修専願者として、当該法科大学院独自の小論文試験を受験するタイプ、適性試験第4部を選択するタイプ、さらに、小論文試験と適性試験第4部の成績の高い方を選択するタイプ、の3つの方法を採用している。内訳は、適性試験の成績：30%、小論文試験又は適性試験第4部の成績：40%、自己評価書に基づく出願者の適性及び能力：20%、その他の資料に基づく出願者の学業成績及びその他の活動実績の評価：10%である。

ないし の評価の各々の基準及び手続は、以下のとおりであるが、2013年度入学者選考から、 の適性試験の成績について20%から30%に変更した上、要項の記載を「適性試験の最低基準点については、適性試験総受験者の下位から15%を基本とします。なお、最低基準点を下回る者については、原則として不合格とします」と改めている。の小論文試験又は適性試験第4部の成績については30%から40%に変更されている。また、 の自己評価書に基づく出願者の適性及び能力の評価を、面接に代わる実質的評価項目に格上げし、 のその他の資料に基づく出願者の学業成績及びその他の活動実績についても、多角的な視点から多様な人材を選考するという理念に従い、評価することにしてはいる。

適性試験については、法科大学院全国統一適性試験の成績（第1部～第3部）を提出することで出願資格を満たすこととしている。

小論文試験又は適性試験第4部については、当該法科大学院で独自に出題する問題又は適性試験第4部において、特に読解力及び表現力など法科大学院における教育の前提となる基礎能力及び知識を的確に評価し、しかもいずれを選択したかによって有利・不利とならないよう等化を図ることとしている。

自己評価書については、受験者の志望理由や適性等を、これまで実施してきた面接試験に代えて、より一層把握して判断できるよう、自己評価書の内容については、「自己の性格、能力、経験（略）などから、自らを分析・評価し、法科大学院における教育を受けること又は

実務法曹となることが自らにとってどのような意義をもつのかを中心に、2000字～3000字で記入してください。」と指示している。

その他の資料に基づく出願者の学業成績及びその他の活動実績については、次の基準に従い点数化することとしている。

a 評価は加算点方式によることとし、2009年度入学者選考まで加算点2点、3点又は4点以上としていたものを、2010年度入学者選考以降、1～10点としている。ベースは0点で、2以上の加算事項がある場合は、それらの加算点の総和を評価点とし、最大10点としている。

b 評価の対象となる活動実績や学業成績は次に掲げるものとしている。

(a) 資格に基づく活動実績：税理士、不動産鑑定士、公認会計士、司法書士、一級建築士、弁理士、情報処理技術者種、証券アナリスト、ファイナンシャルプランナー(CFP)、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、看護師、保健師、臨床検査技師など

(b) 勤務経験：公務員、民間企業(NGO等の社会経験を含む。)

(c) 社会活動：大学卒業後に行った社会(国際社会を含む。)活動

(d) 外国語能力：英語についてはTOEFL 520点以上(PBT)又は70点以上(iBT)、TOEIC 700点以上、その他の外国語について優れた能力を有する者

(e) 学部成績：優(又はこれと同等の評価)の割合が総修得単位数の概ね90%以上の者

(f) 外国における法曹資格を有する者、Ph.Dを有する者など、評価に相当する能力又は活動実績を有すると認められる者など

「その他の資料に基づく出願者の学業成績及びその他の活動実績」については、その数値化の基準を定めた内部規程に基づいて評価が行われており、上記a及びbの基準について開示しているものの、それぞれの活動実績や学業成績についての具体的な加算点は開示していない。

#### (イ) S日程

2013年度入学者選考から、未修専願者に限り面接のみによる選抜方法も採用している。評価割合は、適性試験の成績：30%(最低基準点は、適性試験総受験者の下位から原則として15%)、面接試験の成績：60%、自己評価書に基づく出願者の適性及び能力の評価(面接の評価に含む。)、その他の資料に基づく出願者の学業成績及びその他の活動実績：10%である。

#### イ 既修者コース(A日程・B日程)

2012年度入学者選考では、入学試験(小論文及び面接)を受験した者

の中で2年次編入を希望する者について、法律専門試験（論述式試験）を実施するというそれまでの方法を改め、未修者コースと既修者コースに入学選考方法を分けて実施することとし、さらに、2013年度入学選考では、選考方法のメニューを増やし、未修者コースに大幅な変更を行った結果、既修者コースの選考方法も、併願の場合、既修者コースにおける小論文試験は自動的に適性試験第4部の選択となり、法律専門試験のみを受験するという方法に変更されている。

2013年度入学選考における既修者コースの選考基準は、適性試験の成績：10%（最低基準点は、適性試験総受験者の下位から原則として15%）、法律専門試験の成績（5科目について論述試験を実施）：60%、憲法50点、刑法50点、刑事訴訟法50点、民法100点、民事訴訟法50点：計300点（なお、民法又は民法を除く2科目につき20%に満たない場合には、合計点による順位に関係なく、不合格とすることとしている。）、自己評価書に基づく出願者の適性及び能力の評価：20%、その他の資料に基づく出願者の学業成績及びその他の活動実績：10%である。

以上のように、既修者コースでは、2年次の授業についていくことのできる能力を有するかどうかを審査するために、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の5科目につき法律専門試験を実施し、合格者には、1年次開講の「みなし履修認定科目」のうち、22単位以上28単位以下を修得したものとみなして、2年次に編入し、2年間で修了できるようにしている。

### （3）学生受入方針、選抜基準及び選抜手続の公開

学生受入方針（アドミッション・ポリシー）、選抜基準及び選抜手続については、学生募集要項及びホームページにおいて公開しているほか、当該大学内外の進学説明会・相談会において周知徹底を図っている。各媒体（学生募集要項及びホームページ）の記載内容にばらつきや不統一な点などはない。当該大学内外の進学説明会・相談会における説明でも同様である。

### （4）選抜の実施

2010年度入学選考の受験者数は80人、合格者数は68人、競争倍率は1.17倍、2011年度入学選考の受験者数は61人、合格者数は30人、競争倍率は2.03倍、2012年度入学選考の受験者数は41人、合格者数は23人、競争倍率は1.78倍である。2013年度入学選考は、A日程とS日程が実施されているが、A日程の受験者数は38人、合格者は19人、S日程の受験者数は3人、合格者は1人で、競争倍率2倍を確保している。入学選考は、学生募集要項に定められた選抜基準及び選抜手続に従って、公平かつ公正に実施されている。入学選抜の公正さ・公平さに疑問を提起されるような事態（投書や口頭でのクレーム）も生じていない。小論文及び面接による評価は、各々次のように行われている。

## ア 自己評価書の評価

評価点自体は0点にされているが、面接の際に、本人の法曹を目指す意欲、志望理由などについて質問する際の基本的資料とするため、面接の際にその評価が反映されることになっている。入学者選考の際の面接官は事前に、( )文章力・表現力及び( )記載内容(法曹への意欲、学習計画等について論理的で説得力のある記載がなされているか等)について、一応7段階で評価する。「優れている(A)」から「やや劣る(C)」までの5つの段階の評価に際しては、各々の段階が一定割合になるよう配慮し、「極めて優れている(S)」段階の評価及び「自己評価書に値しない(F)」評価については、合否判定の際に全員で再協議することとしている。この評価項目については、未修者コース、既修者コースともに異なる。

## イ その他の資料に基づく出願者の学業成績及びその他の活動実績の評価

評価は最大10点まで加算点方式によることとし、一定の資格に基づく活動実績を有する者、外国語(英語)の能力に優れた者、学部成績が優れた者などについて、評価基準に規定された資格の種類、成績の程度に対応する基準(加算点)に基づいて評価している。機械的な作業であることから、評価は基本的に面接担当者が1人で行い、評価が困難な場合には、運営委員によるチェックを受けたのち、教授会で確認することとしている。この評価項目についても、未修者コース、既修者コースともに異なることはない。

## ウ 小論文試験

これは、未修者専願、未修者・既修者併願の受験者に対して実施され、小論文の採点及び評価は、教員2人1グループで行い、7段階で評価している。

## エ 面接

未修者コースにおける面接は、教員1人による個別面接により実施されている。法曹を目指す意欲等に関する事項と、時事問題等に関する事項について質問するが、評価のポイントは、( )話が論理的で、説得力があるかどうか、( )態度・性格に問題はないか、を中心として(これらを踏まえた質問であれば、受験者の自己評価書に関するものでも差し支えないとしている。)、 について「特に入学させたい(S=30点)」から「入学を認めることに問題がある(F=0点)」までの4段階で評価し、「優れている(A)」のうち27点以上、「入学可(B)」のうち15点以下と評価された者については、面接担当者全員で再度協議することとしている。面接時間は1人15分程度である。当日に受験上の注意を行う際、受験者に対しては、「面接は、質問事項に的確かつ論理的に答えることができるかどうかをみるものであって、思想や信条などについてみる訳で

はない」旨説明するとともに、面接担当者に対しては、( )宗教・思想・信条に関する事、( )国籍、本籍、出自、家族構成等に関する事、( )容姿、その他セクシャル・ハラスメントが疑われる事項、( )嗜好、交友関係その他プライバシーにかかわる事項を面接の質問禁止事項とし、注意喚起している。既修者コースにおける面接の実施方法は、未修者コースのそれと全く異ならず、その評価が上記未修者コースの評価割合の半分で行われている。以上のうち、2013年度入学者選考では、A日程・B日程の未修者コース・既修者コースにおいても面接試験が外れ、その一方で、S日程では面接試験のみによる選考が実施されている。

## 2 当財団の評価

### (1) 積極的に評価できる点

ア 当該法科大学院は、当該大学内外で頻繁に入学説明会を催すなど入試広報活動を積極的に行っており、全国的に受験生が激減する中、2013年度についてA日程とS日程が行われた現段階で、前年度とほぼ同数の受験者数を確保している。

イ また、当該法科大学院は、S日程を設けて多様な人材の確保に配慮する、適性試験の成績の下位15%の志願者の扱いを厳格にするなど選抜基準の改良を続けている、授業料を100万円から60万円に引き下げることにより、学生の負担の軽減を図ろうとしている。

### (2) 消極的に評価される点

ア 当該法科大学院では、積極的な入試広報活動にもかかわらず、大幅な定員割れを生じている。そのため、ロースクールの教育上、様々な支障を生ずるおそれがある。

イ また、当該法科大学院では、入学者が修了単位を修得して学位を取得する人数が、5割を割っている。このことは、厳正な成績評価が行われていることの証左といえなくもないが、教育内容に重大な問題がみられない中では、当該法科大学院に入学を許された者の中に、資質・能力において不適切な者が一定数含まれていた可能性を否定できない。なお、第8分野において、課程修了試験の問題点について検討するが、すべての問題を同試験の存在に帰せしめることはできない。

## 3 多段階評価

### (1) 結論

B

### (2) 理由

学生受入方針、選抜基準、選抜手続は公平かつ公正であって、適切な時期・方法によって公開されており、入学者選抜もこれらの基準・手続に従

って実施されているし、選抜方法も改善の努力が重ねられており、いずれも良好であるが、前記2のとおり、「当該法科大学院への入学を認めることが相当な者」を選抜するような取り組みが、必ずしも奏功しているとはいえない。

## 2 - 2 既修者認定 既修者選抜基準等の規定・公開・実施

(評価基準) 法学既修者選抜・既修単位認定において、適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜・認定が適切に実施されていること。

(注)

「適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続」及び「適切な既修単位認定基準・認定手続」とは、関係法令に適合し、公平、公正であるとともに、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者に単位を認定するという法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という法科大学院の目的に照らして、法学既修者の適性を適確に評価することのできる選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続をいう。

「適切に実施されている」とは、選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続に従って法学既修者の選抜・認定が実施され、法学既修者の適性が適確に評価されて、法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という目的に照らし、各科目の既修単位認定を行うことが相当な者が法学既修者として選抜され、既修単位が認定されていることをいう。

### 1 当該法科大学院の現状

#### (1) 既修者選抜，既修単位認定の基準及び手続

法律専門試験（法学既修者認定試験）は、「法科大学院における教育の基盤となる法の理論の側面についての理解度が高く、実務法曹教育を展開するのに十分な理論的基盤が確立しているか否かについて評価することを目的とし、その理論的基盤が確立されているともとの認定される分野毎に一定の授業科目を履修し、単位を修得したものとみなす制度」と位置付けられている。2011年度までの入学選考の方法は、前記2 - 1（入学者選抜）の1（2）（選抜基準と選抜手続）に記載のとおりであり、2012年度からは、選考手続を法学未修者のコースと法学既修者のコースに分け、未修者・既修者専願・併願方式による選考方法を採用している。同年度の法学既修者認定の評価項目・評価割合は、法科大学院適性試験の成績が10%、法律専門試験の成績が60%、面接に基づく評価が20%であり、自己評価書に基づく出願者の適性及び能力の評価については独自の評価項目としないで、にあわせて評価し、その他資料に基づく出願者の学業成績及びその他の活動実績の評価については10%とした上、これらの総合点の上位者から総合的な観点により合否判定を行っている。の適性試験については、

「下位15%程度の点数以下の者については、不合格とすることがある」として、法曹教育に著しく耐えない者の入学は許可しないものとし、<sup>1</sup>の法律専門試験の成績については、憲法50点、刑法50点、刑事訴訟法50点、民法100点、民事訴訟法50点の300点満点とし、ただし、民法又は民法を除く2科目について20%点に満たない場合には、合計点による順位に関係なく、不合格とすることとしている。<sup>2</sup>の面接については、法曹を目指す意欲や時事問題及び自己評価の内容などについて15分程度の個別面接とし、法的専門知識を必要とする質問はしないこととしている。その際、評価を、法曹を目指す意欲について「特に入学させたい(S=15分)」、「入学させたい(A=10分)」、「入学可(B=5点)」、「入学を認めることに問題がある(F=0点)」の4段階に分け、時事問題の質問については「入学させたい(A=5点)」、「入学可(B=3点)」、「入学を認めることに問題がある(F=0点)」の3段階に分け、合計14点以上、7点以下の者については、面接担当者全員で再度協議することとしている。<sup>3</sup>の自己評価書に基づく出願者の適性及び能力については、上記<sup>2</sup>の面接の際にあわせて質問した上で評価することになっており、最後に<sup>4</sup>のその他資料に基づく出願者の学業成績及びその他の活動実績については、未修者コースの場合における評価基準と同じように加算することになっている。こうして既修者コースにおいて合格と判定された場合には、法律専門試験により履修したものとみなされる授業科目及び単位数は、以下のとおりであり、認定分野毎に対応する授業科目の単位を包括的に修得したものと取り扱われる。そして、履修したものとみなされた単位数が22単位以上である者は、合格を条件として2年次に編入され、2年間で当該法科大学院を修了することができる。なお、2012年度入学者選考からは、A日程において未修者として合格手続をした者が、B日程において法律専門試験を受験し合格した場合には、既修者としての入学を許可するコース変更制度を導入したが、2013年度入学者選考においては、A日程のほか、さらにS日程で未修者として合格し入学を予定している者についても、同様の制度が活用できるようになっている。

認定科目は、憲法4単位(「統治機構論」、「基本的人権論」の各2単位)、民法10単位(「民法(総則)」、「民法(物権法)」、「民法(債権総論)」、「民法(債権各論)」、「民法(家族法)」の各2単位)、民事訴訟法4単位(「民事訴訟法」、「民事訴訟法」の各2単位)、刑法6単位(「刑事法」、「刑事法」、「刑事法」の各2単位)、刑事訴訟法4単位(「刑事手続論」、「刑事手続論」の各2単位)の合計28単位である。なお、単位認定は、上記のとおり、憲法4単位、民法10単位、民事訴訟法4単位、刑法6単位、刑事訴訟法4単位の5科目群毎に包括的なされ、認定されなかった科目群については、入学後履修が必要となる。

## (2) 基準・手続の公開

2009年度以降、法律専門試験（法学既修者認定試験）の制度の趣旨、選抜手続、既修単位の認定手続については学生募集要項及びホームページにおいて引き続き開示されているほか、当該大学内外の説明会で周知徹底が図られている。各媒体（学生募集要項及びホームページ）の記載内容にはばらつきや不統一な点などはない。当該大学内外の進学説明会・相談会における説明でも同様である。

### （3）既修者選抜の実施

法律専門試験は、学生募集要項で公表されている選抜手続に基づいて実施され、みなし履修科目の認定を行っている。2009年度は志願者32人に対して3人の合格者、2010年度は志願者16人に対して合格者0人、2011年度は志願者17人（追加募集の2人を含む。）に対して1人の合格者、2012年度は志願者9人に対して合格者0人、2013年度は志願者11人（実施済みのA日程のみ的人数）に対して合格者3人を出したが、最終的な入学者は、以下のとおりである。

2010年度の入学者数22人のうち、法学既修者は0人で、入学者数に対する割合は0%、2011年度の入学者数17人のうち、法学既修者は1人で、入学者数に対する割合は6%、2012年度の入学者数11人のうち、法学既修者は0人で、入学者数に対する割合は0%、2013年度の入学者数及び法学既修者数は未定である。競争倍率（受験者数÷合格者数）において適切な選抜の実施が疑われることはない。

## 2 当財団の評価

### （1）積極的に評価できる点

学生受入方針、既修者選抜・既修単位認定の基準・手続は適切に公開され、また公平かつ公正であり、選抜・認定もこれらの基準・手続に従って実施されている。

### （2）消極的に評価される点

自己点検・評価報告書の改善計画において、「客観的かつ統一的な出題方法や採点・認定基準をさらに明確化して公表を図る必要がある」とされているとおり、非常に良好とまではいい難い。

## 3 多段階評価

### （1）結論

B

### （2）理由

学生受入方針、既修者選抜・既修単位認定の基準・手続は適切に公開され、また公平かつ公正であり、選抜・認定もこれらの基準・手続に従って適切に実施されているが、前記2（2）のとおり、改善の余地がある。

## 2 - 3 多様性 入学者の多様性の確保

(評価基準) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

(注)

「実務等の経験のある者」とは、各法科大学院が、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ定義するものであるが、最終学歴卒業後3年を経過していない者を含めることは原則として適当でない。

### 1 当該法科大学院の現状

#### (1) 法学部以外の学部出身者の定義

大学において、法学系以外の分野を履修する学部、学科若しくは専攻を卒業した者又は卒業見込みの者(法学部以外の学部であっても法学を専攻する学科の出身者であれば該当しない。法学部であっても法学以外を専攻する学科の出身者であれば該当する。)と定義されている。

#### (2) 実務等の経験のある者の定義

2012年度入学者選考について、2012年3月31日までに満25歳に達し、3年以上の社会的経験を有する者と定義されている。

#### (3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合

法学部以外の出身者及び社会人の募集人員については、入学定員(30人)の4割程度(社会人3割、法学系以外の出身者1割)を予定していることを明示している。これらの志願者に対しては、次のような特別選考を実施している。すなわち、アドミッション・ポリシーとして、当該法科大学院では、「多角的な視点から多様な人材を選考し、異なった専門知識や社会経験などを有する人に広く門戸を開くため、公平性への配慮を図りながら、一定の範囲で優先的な選考を実施」と公表し、その特別選考方法は、これまで特別選考の割合を30%としていたものを、2010年度入学者選考から40%に改め、合格者全体に占める社会人及び法学系以外の学部の出身者の割合が40%に満たない場合には、その割合が40%に達するよう一定の割合で調整を図ることとし、社会人については、社会経験の種類(就労者、アルバイト、パートタイム、主婦、ボランティア、社会活動など)及び期間に応じ、法学系以外の学部の出身者については、法学以外の分野の学部、学科、専攻での履修内容に応じ、その専門性、社会性、発展性、多様性などを総合的に考慮して判断するとして、特別選考の手続を明確にし、実施している。過去3年間の入学実績は以下のとおりである。

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者 を除く)	他学部出身者又 は実務等経験者
入学者数 2012年度	11人	2人	1人	3人
合計に対する 割合	100.0%	18.2%	9.1%	27.3%
入学者数 2011年度	17人	4人	1人	5人
合計に対する 割合	100.0%	23.5%	5.9%	29.4%
入学者数 2010年度	22人	9人	5人	14人
合計に対する 割合	100.0%	40.9%	22.7%	63.6%
3年間の入学 者数	50人	15人	7人	22人
3年間の合計 に対する割合	100.0%	30.0 %	14.0%	44.0%

#### (4) 多様性を確保する取り組み

2008年度入学者選考からは、法情報調査の基礎的な能力の醸成にかかる教育として、新入学生ガイダンス時に「リーガルリサーチ・イントロダクション」で導入教育を開始し、また、2010年度入学者選考からは、1年次前期に「判例講読」という科目を配置して早い段階から本格的な法的思考の訓練ができるようにカリキュラム上の工夫を施し、特に特別選考によって入学してきた学生に対する教育支援体制を強化し、法科大学院進学時の不安解消に努めることにより、多様な人材の確保に取り組んでいる。2013年度入学者選考からは、未修専願者に対する選抜方法（S日程）を設け、多様な人材の確保を図ろうとしている。

## 2 当財団の評価

### (1) 積極的に評価できる点

社会人・法学部以外の出身者の入学者の確保を図るため、特別選考など多様な人材の確保に取り組んでおり（2013年度入学者選抜からは、S日程を設けている。）、過去3年間の合計における社会人・法学部以外の出身者の入学者の割合は3割を超えている。

### (2) 消極的に評価される点

積極的な取り組みにもかかわらず、社会人・法学部以外の出身者の入学者の割合は毎年減少しており、2011年度及び2012年度は3割を下回っている。また、2 - 1で述べたように、必ずしも「当該法科大学院への入学を

認めることが相当な者」を選抜できているとはいい難いことからすれば、多様な人材を法曹界に輩出するという制度趣旨に適った人材がすべて確保されているわけではない。

### 3 多段階評価

#### (1) 結論

B

#### (2) 理由

過去3年間の合計における社会人・法学部以外の出身者の入学者割合は3割を超えており、S日程を設けるなど多様な人材を確保するため適切な工夫・努力をしている。

### 第3分野 教育体制

#### 3-1 教員体制・教員組織(1) 専任教員の必要数及び適格性

(評価基準) 法科大学院の規模に応じて、教育に必要な能力を有する専任教員がいること。

(注)

専任教員が12人以上おり、かつ収容定員(入学定員に3を乗じた数)に対し学生15人に専任教員1人以上の割合を確保していること。

法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。

5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。

専任教員の半数以上は教授であること。

##### 1 当該法科大学院の現状

###### (1) 教員適格

教員適格につき、研究業績、実務業績、教育業績等から多角的に検討したが、特に問題のある専任教員は見られなかった。

###### (2) 教員割合

当該法科大学院においては、学生の収容人数90人に対し、専任教員12人であり(うち研究者教員5人、みなし専任教員2人、実務家教員5人)であり、専任教員1人当たりの学生数は7.5人である。

###### (3) 法律基本科目毎の適格性ある専任教員の必要数と実員数

当該法科大学院の法律基本科目における必要教員数及び実員数は以下のとおりである。

	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
必要教員数	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
実員数	1人	1人	2人	2人	1人	1人	1人

###### (4) 各専任教員の科目適合性

特に問題のある教員は見られなかった。

###### (5) 実務家教員の実務経験内容と期間

特に問題のある教員は見られなかった。

###### (6) 実務家教員の数

当該法科大学院は、実務家教員として、弁護士3人、元裁判官1人、企業法務経験者の弁護士1人の計5人を配置し、いずれも5年以上の実務経験を有している。専任教員における実務家教員の割合は、41.7%である。

(7) 教授の割合

当該法科大学院は、専任教員12人すべてが教授である。

2 当財団の評価

当該法科大学院には、専任教員が12人以上おり、かつ学生15人に専任教員1人以上の割合となっている。

法律基本科目の分野毎の専任教員の必要数が確保されており、専任教員の科目適合性についても特に問題は見られなかった。

当該法科大学院における5年以上の実務経験を有する専任教員は5人であり、当該法科大学院の必要専任教員数12人の2割以上に当たる。なお、対象の専任教員につき「5年以上の実務経験を有する」点の確認をしたが、特に問題は見られなかった。

当該法科大学院では、専任教員12人のすべてが教授である。

3 合否判定

(1) 結論

適合

(2) 理由

教育に必要な能力を有する教員につき、教員人数割合を満たしている。

### 3 - 2 教員体制・教員組織（2）教員の確保・維持・向上

（評価基準）継続的な教員確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を適切に評価し、その後も維持・向上するための体制が整備され、有効に機能していること。

#### 1 当該法科大学院の現状

##### （1）専任教員確保のための工夫

当該法科大学院では、学部との連携体制の維持、福岡県弁護士会の支援体制及び裁判所との協力関係といった工夫をしている。

具体的には、実務家教員（弁護士）のみなし専任教員確保のために福岡県弁護士会に適格者の推薦を依頼しており、推薦を受けた対象者について法科大学院教授会で適性を判定して選考している。また、福岡では、毎年定期的に行われる地域学会（九州法学会）等を通じて裁判官と研究者の交流が活発に行われていることから、法科大学院に適した裁判官出身の専任教員の推薦が得やすい協力関係を築いている。

なお、来年度には、ダブルカウントを廃止する目処が具体的に立っている。

##### （2）継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

ア 研究者養成につき、外国法の研究、研究論文の作成が2009年度以降、展開・先端科目のもとで可能となっているが、実際に志望している学生はいない。

イ 当該法科大学院は、実践的専門能力の高い人材育成も、継続的な教員確保に向けた工夫の一つととらえ、2010年度に法科大学院教育の一翼を担う助教を新規採用した。

また、2009年4月から、薬剤師出身の修了生が、司法修習終了後に、当該大学医学部助教に採用された。こうした試行は、医療の分野で新たなタイプの法曹専門家を育成するものであり、将来法科大学院の教育にも貢献し得る人材の育成につながるものと当該法科大学院は期待している。

##### （3）教員に必要な能力の水準の確保・維持・向上

ア 当該法科大学院における教授の資格要件は、福岡大学法科大学院教育職員資格審査基準により、次のいずれかに該当し、かつ、法科大学院における教育を担当するのにふさわしい能力を有すると認められる者とされている（同基準第2条）。

博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、かつ、教育又は研究上の業績を有する者

教育上又は研究上の業績が前号に掲げる者に準ずると認められる者

大学において教授の経歴（外国におけるこれに相当する教育職員としての経歴を含む。）を有する者

大学において准教授としての経歴を5年以上有し、教育上又は研究上の業績を有する者

専門職学位を有し、かつ、当該学位の分野に関する業務上の実績を有する者

専攻分野について、高度の技術及び技能を有する者

～ のほか、専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

なお、みなし専任教員である実務家特任教員については、これらの資格要件に加え、「専攻分野におけるおおむね5年以上の経験を有し、かつ高度の実務の能力を有すると認められる者」であることが要件とされている（同基準第4条）。

教員の採用及び昇進は、上記手続と資格要件に基づいて行われ、その際、法科大学院の教育に必要な教育能力を有することが、重要な評価基準とされている。

イ FD委員会を中心として、授業評価アンケート、教員相互による授業参観、自己評価書などに基づいて各教員の教育能力の維持・向上を図っている。

## 2 当財団の評価

当該法科大学院は、必要な教員数を確保しており、また、ダブルカウントについても来年度には解消の目処が立っている。さらに、専任教員採用は福岡大学法科大学院教育職員資格審査基準に基づき行われ、また、FD委員会を中心として、授業評価アンケート、教員相互による授業参観等に基づいて各教員の教育能力の維持・向上を図っている。

研究者養成について必ずしも確実な見通しが付けられているわけではないが、修了生の弁護士が当該大学医学部の助教として採用され、また、法科大学院教育の一翼を担う助教を新規採用したことは、今後の具体的成果を待つべきであるものの、積極的な評価に値する。

## 3 多段階評価

### (1) 結論

B

### (2) 理由

当該法科大学院は、1人のダブルカウントが残るものの、解消に向けた道筋を付けており、教員の確保に向けた工夫がなされている。また、教員採用基準の設定、FD活動を通じて、教員の教育に必要な能力を維持・向上するための体制を整備しており、有効に機能している。

### 3 - 3 教員体制・教員組織（3）専任教員の構成

（評価基準）教員の科目別構成等が適切であり，バランスが取れている等，法曹養成機関として充実した教育体制を確保できるように配慮されていること。

#### 1 当該法科大学院の現状

##### （1）専任教員の配置バランス

当該法科大学院における法律基本科目，法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目のそれぞれの開設クラス数，担当専任教員数，科目群毎の専任教員とそれ以外の教員について，1クラスの履修登録者数の平均値を見ると，次のとおりである。

	クラス数		専任教員数 (延べ人数)	クラス毎の履修登録者数平均	
	専任	専任以外		専任	専任以外
法律基本科目	39	3	43人	9.6人	8.3人
法律実務基礎科目	14	1	17人	3.8人	9.0人
基礎法学・隣接科目	0	5	0人	0.0人	4.0人
展開・先端科目	12	6	10人	3.0人	2.8人

[注] 1．専任教員には，みなし専任を含む。

2．専任教員とそれ以外の教員の共同授業は，専任教員のクラスとしてカウントしている。

##### （2）教育体制の充実

当該法科大学院では，まず教員相互間における目的意識・情報を共有し，十分な意思疎通に基づく信頼関係の構築と協調を心がけている。全教員が集まる教授会を通じ，随時情報交換・意見交換を行うようにしている。

また，当該法科大学院では，少人数であることを活かし，教員が一人一人の学生との間で信頼関係を構築している。

#### 2 当財団の評価

当該法科大学院は専任教員を中心とした教育体制等を整えており，1クラスの受講生も15人以下となっている。在学生在が少人数であることもあり，教員が学生一人一人との信頼関係を構築して教育指導に当たっている点は，積極的に評価できる。

ただし，基礎法学・隣接科目は外部依存度が高く，専任教員がいないことは改善の余地がある。

### 3 多段階評価

#### (1) 結論

B

#### (2) 理由

当該法科大学院の専任教員の科目別構成等はおおむね適切であり，充実した教育体制が確保されているといえるが，基礎法学・隣接科目などについて専任教員を追加配置することは検討されるべきであり，なお改善の余地を有する。

### 3 - 4 教員体制・教員組織（4）教員の年齢構成

（評価基準）教員の年齢構成に配慮がなされていること。

#### 1 当該法科大学院の現状

##### （1）教員の年齢構成

当該法科大学院専任教員の年齢構成は、下表のとおりである。

		39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
専任教員	研究者	0人	0人	5人	2人	0人	7人
	教員	0.0%	0.0%	71.4%	28.6%	0.0%	100.0%
	実務家	0人	2人	1人	2人	0人	5人
	教員	0.0%	40.0%	20.0%	40.0%	0.0%	100.0%
合計		0人	2人	6人	4人	0人	12人
		0.0%	16.7%	50.0%	33.3%	0.0%	100.0%

##### （2）年齢構成についての問題点の有無及びその改善策

当該法科大学院では、40歳未満の教員がいない一方、50歳以上の教員が8割強を占めているが、問題点は認識されており、現在、対応が検討されている。

#### 2 当財団の評価

当該法科大学院の専任教員の年齢構成は、40～49歳が16.7%、50～59歳が50.0%、60～69歳が33.3%となっており、ややバランスを欠いた年齢構成となっている。

#### 3 多段階評価

##### （1）結論

B

##### （2）理由

60歳以上の教員が過半数を超えておらず、年齢層のバランス上、現時点で大きな問題は無いが、やや高齢化が進んでいる感があり、将来を見据えた改善の取り組みが開始されることが望ましい。

### 3 - 5 教員体制・教員組織（5）教員のジェンダーバランス

（評価基準）教員のジェンダーバランスに配慮がなされていること。

#### 1 当該法科大学院の現状

##### （1）教員のジェンダーバランス

当該法科大学院におけるジェンダーバランスは下表のとおりである。

性別	専任教員		兼任・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男性	7人	3人	7人	5人	22人
	31.8%	13.6%	31.8%	22.7%	100.0%
女性	0人	2人	3人	2人	7人
	0.0%	28.6%	42.8%	28.6%	100.0%
全体における女性の割合	16.7%		29.4%		24.1%

#### 2 当財団の評価

当該法科大学院において、専任教員の女性比率は16.7%であり、30%には達していないものの、兼任・非常勤講師を含めた教員全体に占める割合は20%を超えており、ジェンダーバランスに配慮しているといえる。

#### 3 多段階評価

##### （1）結論

B

##### （2）理由

専任教員中の女性比率が10%以上30%未満であり、ある程度のジェンダーバランスへの配慮がされている。

### 3 - 6 教員支援体制（1）担当授業時間数

（評価基準）教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

#### 1 当該法科大学院の現状

##### （1）過去3年間の各年度の教員の担当コマ数

過去3年間の教員の担当コマ数は下表のとおりである。

##### 【2010年度前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	5.20	5.00	2.07	1.00	0.67	1 コマ 90分
最 低	2.00	3.00	2.00	1.00	0.67	
平 均	4.12	3.81	2.04	1.00	0.67	

##### 【2010年度後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	6.67	5.07	3.33	0.00	0.00	1 コマ 90分
最 低	2.00	3.06	3.00	0.00	0.00	
平 均	4.82	4.63	3.17	0.00	0.00	

##### 【2011年度前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	5.33	5.00	2.07	2.00	1.00	1 コマ 90分
最 低	2.00	3.00	2.00	1.00	0.33	
平 均	4.29	4.25	2.04	1.33	0.67	

##### 【2011年度後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	5.53	5.07	3.00	2.00	0.53	1 コマ 90分
最 低	2.53	4.00	2.67	2.00	0.53	
平 均	4.43	4.65	2.84	2.00	0.53	

【2012 年度前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	5.33	4.13	3.00	1.00	1.00	1 コマ 90分
最 低	2.00	3.00	2.86	1.00	1.00	
平 均	4.45	3.71	2.93	1.00	1.00	

【2012 年度後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	6.00	6.00	3.00	0.00	0.46	1 コマ 90分
最 低	2.53	4.00	2.67	0.00	0.46	
平 均	4.80	5.20	2.84	0.00	0.46	

( 2 ) 他大学の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

他大学の授業数も含めた過去3年間の専任教員の担当コマ数は下表のとおりである。

【2010 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	8.00	7.53	5.00	6.00	2.07	3.33	1 コマ 90分
最 低	4.53	4.53	3.00	3.06	2.00	3.00	
平 均	5.66	6.20	4.21	5.03	2.04	3.17	

【2011 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	6.33	8.53	5.47	6.00	2.54	3.00	1 コマ 90分
最 低	4.53	5.33	4.00	4.53	2.00	2.67	
平 均	5.85	6.26	4.87	5.15	2.27	2.84	

【2012 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	7.53	8.53	5.00	6.07	3.00	3.14	1 コマ 90分
最 低	4.00	5.33	4.00	5.00	2.86	3.00	
平 均	5.52	6.31	4.38	5.69	2.93	3.07	

(3) 授業以外の取り組みに要する負担及びその内容

教員の中には、法律基本科目担当者や役職者を中心に、雑用が多いことや学部授業との兼ね合い等から、授業準備のための時間が確保できていないとの声もあるが、学生数が減っていること、仕事に慣れてきたことから、以前に比べれば全体としての負担は減っているとのことである。

(4) オフィスアワー等の利用方法

オフィスアワー等が実質上補習等の目的で使用されているという状況はない。

2 当財団の評価

専任教員の担当コマ数はおおむね適正と評価でき、特段の問題は見当たらない。

3 多段階評価

(1) 結論

B

(2) 理由

専任教員の担当授業時間数は、おおむね適正であり、十分な準備等を十分にすることができる程度のものである。

### 3 - 7 教員支援体制（2） 研究支援体制

（評価基準）教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

#### 1 当該法科大学院の現状

当該法科大学院における研究支援体制は次のとおりである。

##### （1）経済的支援体制

###### ア 法科大学院

法科大学院での共通目的の教育研究経費として2012年度は450万円が予算化されている。法科大学院全体に関する経費としては、主として消耗品費等であるが、その他、講演費、旅費、維持修繕費などがある。

また、この経費の一部は、下記イ（ウ）の個人研究費とされている。

###### イ 教員

###### （ア）学会出張旅費

専任教員については、東京までの旅費を打切支給とする年2回の学会出張又は東京以遠の旅費を全額支給とする年1回の学会出張のいずれかが認められている。また、実務家特任教員については、距離を問わず、年1回の学会出張が認められている。

###### （イ）個人研究図書費

専任教員の場合は、年間24万円であり、実務家特任教員の場合は、年間12万円である。

###### （ウ）個人研究費

法科大学院教育研究経費のうち、各教員が専ら独自の研究教育のために執行できる部分として個人研究費が認められている。専任教員については1人当たり15万円が配分されるが、用途は、専門雑誌・教科書等の教材・ソフトウエア・文具類・パソコンの周辺機器の購入費、研究教育目的の出張旅費、著書・論文発送費に限定されている。

###### （エ）個人コピー費

専任教員1人当たり年間2,400枚分のコピー費が予算化されており、教育及び研究のために使用することができる。

###### （オ）その他

研究推進部の承認がある場合、領域別研究（例「保護法益研究グループ」）として、当該グループに対し約3年をめぐり、グループ所属教員1人に対し年間10万円程度の研究費が与えられるが、現在、グループに所属している教員は1人である。

##### （2）施設・設備面での体制

###### ア 個人研究室

専任教員につき，法科大学院棟内に，25.20～27.79m<sup>2</sup>の個人研究室が貸与されている。

#### イ 図書関連

当該大学中央図書館（総蔵書数約180万冊）の利用が可能である。教員1人当たりの貸出し冊数上限は当初300冊である。300冊を超えて貸出を受ける必要がある場合は，中央図書館長の許可を得ることを条件に，個別に上限数が引き上げられることがある（その引上げ冊数枠について，あらかじめ上限が設けられているわけではない。）

そのほか，当該法科大学院自習室（総蔵書数約2万冊）の利用が可能である。なお，自習室内図書については，当該法科大学院の教員及び学生のみが使用できるものとされており，教員は24時間利用することができる。

#### ウ データベース関連

中央図書館が提供するものと当該法科大学院独自で提供するものを，当該大学の内外のパソコンから利用できる。

#### （3）人的支援体制

当該法科大学院では特に体制が組まれていない。

#### （4）在外研究制度

##### ア 在外研究員制度

（ア）研究期間を6か月以上1年以内とする長期在外研究につき約300万円が給付される。

（イ）研究期間を1か月以上3か月以内とする短期在外研究につき約130万円が給付される。

##### イ 国内研修員制度

研修期間を6か月以内とする国内研修につき約50万円が給付される。

#### ウ 利用状況

長期在外研究員，短期在外研究員及び国内研修員のいずれについても，年1人を教授会から当該大学に推薦することができるが，当該法科大学院については，授業及び学生指導の負担が大きく，長期間にわたって授業を離れることは不可能であるため，開設以来，長期在外研究の制度を利用した教員はいない。しかし，短期在外研究の制度については，2011年度1人が利用し，2012年度も1人が利用する予定である。

#### （5）紀要の発行

当該大学の研究推進部において「法学論叢」が発行されており，当該法科大学院教員は，論稿を掲載することが可能である。

#### （6）その他

なお，当該法科大学院では，時間的にも経済的にも支援が不十分であるとの教員の声がある。

## 2 当財団の評価

教員の研究費その他の経済的支援や研究室等の施設は充実している。しかし、人的支援体制が十分ではなく、在外研究についても實際上長期の在外研究は不可能となっており、より一層の改善が必要と思われる。

## 3 多段階評価

### (1) 結論

B

### (2) 理由

教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされてはいるが、十分とはいえない。

## 第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

### 4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み(1) F D活動

(評価基準)教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

#### 1 当該法科大学院の現状

##### (1) 組織体制の整備

当該法科大学院では、教授会の下にF D委員会を設置し、F Dに関する基本方針の策定、施策の提案・実施及びその成果の公表、調査・分析手法の研究及び実施状況の把握・評価並びにその他F Dの推進に関する活動を行っている。

このF D委員会は、法科大学院専任教育職員、併任教育職員及び実務家特任教育職員のうちから法科大学院教授会によって選出された者各1人並びに法科大学院長が指名した法科大学院教授会構成員をもって構成するとされており、現在、5人の教員がF D委員を務めている。

当該法科大学院では、F D委員会で議事に縛られずに出てくる発言の中に有益なものがあることから、2010年6月から、従来のF D活動の間隙を埋める狙いで、教授会の後に「フリートーキング会」を設け、教務関係やF D関係など議題を問わずに、必要に応じて、意見交換を行うようになった。

そして、当該法科大学院では、2011年9月まで、F D委員会の下に、分野別にF D活動を行う「専門分野系F D委員会」が置かれていたが、分野別では構成員数が僅かしか揃わず、活動が低調であったために、同月14日の教授会で、「専門分野系F D委員会のあり方とテーマ別F D委員会活動の必要性」をテーマとして「第7回フリートーキング会」を開催することが決まり、「第7回フリートーキング会」で、今後はテーマ別F D委員会の方向に切り換えていく方針が決まり、以後、「専門分野系F D委員会」は開かれておらず、現在は、F D委員会が、教授会の後に、必要に応じて、この「フリートーキング会」を開催し、そこでの意見交換を踏まえて、施策を検討したり、F D活動に関する情報を伝達したりしている。

フリートーキング会の参加資格は教授会の構成委員に限定されてはいないが、教授会が終わり次第開始されるので、實際上、他の教員が参加することは稀であり、テーマに関係のある助教が参加することがある程度である。

また、2011年5月11日に、F D委員会を兼ねて、「判例講読」担当の専任教員や助教も加えた拡大F D委員会が開催され、「判例講読」について討議

がなされたが、その後のFD委員会で、拡大FD委員会の議事録作成や議事進行上の問題点が指摘され、拡大FD委員会についても、フリートーキング会方式の方がより良いとの方向性が有力となっている。

## (2) FD活動の内容の充実

### ア FD委員会

FD委員会は、2009年度は9回、2010年度は11回、2011年度は11回、2012年度は4回(7月4日時点)開催され、授業に関するアンケート・自己評価書、修了生・在学生に対するヒヤリング、授業参観、自己認識アンケート等FD活動の実施・結果確認・点検のほか、FD活動結果反映方法の模索や、成績評価の在り方、授業方法等についての意見交換を行い、これらを教授会に報告している。

### イ フリートーキング会

2010年6月16日に、第1回フリートーキング会が開催されてからは、成績評価、予習・復習のどちらを重視すべきか、授業評価アンケートを実施する目的は何か、授業評価アンケートの実施方法、修了生・在学生に対するヒヤリング結果を抽出した冊子「合格者の勉強方法」の活用方法、FD活動の在り方、現行カリキュラムの策定経緯・問題点、基本的学習方法を修得させる方法、入学直後の指導方法等、様々な事項が、このフリートーキング会で議論されている。

### ウ 授業参観

授業参観は、当初、教員の任意に委ねていたが、2008年10月から2週間の授業参観期間を設けて実施し、その結果、2008年度13人、2009年度10人、2010年度22人、2011年度10人、2012年度18人(いずれも延べ人数)が参観している。

参観した教員には、授業方法に対する取り組み・工夫について参考になったことを回答するアンケートが実施され、その結果を、授業担当教員にフィードバックしている。なお、2011年度からは、さらに、このアンケート結果を教授会で他の教員にも配布している。

### エ 授業評価アンケート

「授業に関するアンケート」は、4-2で詳述するが、前期・後期各1回各期につき前半で実施する科目と後半で実施する科目に二分して実施され、実施結果は、デジタルデータ化されて各教員に渡され、これを基に、各教員が自己評価書を作成し、これを教授会で配布している。

## (3) 教員の参加度合い

FD活動に関する事項は、FD委員会から教授会に報告されるほか、フリートーキング会における意見交換によって浸透されるとともに、その結果がFD委員会に吸い上げられて、施策等に反映されている。

また、「授業に関するアンケート」は、科目担当教員にフィードバックさ

れ，全科目担当教員が，これに対する自己評価書を作成して，その成果を各自の授業で実施する施策が行われている。

(4) 外部研修等への参加

2009年度は延べ11人の教員が，2010年度は延べ5人の教員が，2011年度は延べ6人が，法務省・文部科学省・法科大学院協会共催のシンポジウム，日本弁護士連合会主催の意見交換会・シンポジウム・研修会，各種研究会等に参加している。

2 当財団の評価

F D委員会の活動は積極的になされており，必要に応じて，「フリートーキング会」を開催し，比較的きめ細かい意見交換がなされ，それが授業内容や実施方法の改善にも結び付いている。

ただ，そのF D活動は，「授業に関するアンケート」に対する各教員の自己評価書の作成を除けば，教授会構成員のほかには，ごく少数の教員が参加して行われているにとどまり，当該法科大学院全体へのF D活動の広がりはうかがわれない。

3 多段階評価

(1) 結論

B

(2) 理由

F D委員会によるF D活動そのものは，真摯になされており，また，一定の成果を上げているとみることはでき，充実しているが，それが，当該法科大学院授業全体のF D活動にまではなっていない現状では，非常に充実しているとまでは評価できない。

## 4 - 2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2） 学生評価

（評価基準）教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

### 1 当該法科大学院の現状

#### （1）学生による授業等の評価の把握

当該法科大学院では、学生による授業等の評価の把握の手段として、授業評価アンケートを「授業に関するアンケート」として実施しているほか、学生が、法科大学院教育に対していかなる認識を有し、いかなる勉学態度等で臨んでいるか等を調査する「自己認識アンケート」、修了生・在学生に対する個別ヒヤリング等を実施している。

##### ア 授業に関するアンケート

「授業に関するアンケート」は、前期・後期各1回各期につき前半で実施する科目と後半で実施する科目に二分して、専任・兼任・兼任のすべての教員の科目に実施されている。

アンケートの実施方法は、アンケート実施日は、当該授業の担当教員は授業開始時刻の10分後に入室することとし、助手が、授業直前にアンケート用紙を教室に運び、授業開始後10分間でアンケートに回答して回収箱に入れること、その時間内に書き終わらなかった場合には、翌日助手室に提出できることをアナウンスし、授業開始時刻の10分後に助手が回収箱を回収して、その後担当教員が入室するという流れになっている。

アンケートの内容は、質問項目を5段階で評価するスケール式のものと授業の良い点と改善点を聞く自由記述式のものからなっている。

スケール式アンケートは、2008年度までは22項目だったのが、2009年度には15項目になり、2010年度から13項目になっており、現在は、授業はシラバス・授業方針に則して行われているか、教員は、教科書・プリント・レジュメ等を効果的に使っているか、予習の指示は適切か、

教員は学生の授業参加を促しているか、教員の説明はわかりやすいか、教員は、質問や相談に応じているか、法的思考に役立つ授業と思うか、授業の予習にどのくらい時間をかけているか、十分に予習できているか、教員の提供する教材を予習・復習に利用しているか、授業内容を十分に理解しているか、授業内容に満足しているか、授業をどのように活用しようとしているかが、質問項目として掲げられている。

自由記述アンケートは、2009年度までは授業の改善点のみを聞くものだったが、2010年度からは、授業の良い点と改善点を聞くものになって

いる。

記名については、前回2007年度の認証評価の段階では、スケール式アンケートのみ無記名式で、自由記述アンケートは記名式であったが、2009年度から、自由記述アンケートも含めて、すべて、無記名式となっている。

回収率は、2010年度は、前期75.9%・後期71.1%、2011年度は、前期83.9%・後期70.1%、2012年度は前期86.8%であった。

#### イ 自己認識アンケート

自己認識アンケートは、年1回9月中旬に実施されている。

質問項目は、入学目的や日常の勉学態度、司法試験合格への意欲や自信、成績評価の感想や法科大学院に求めるもの等8項目の質問に選択肢で回答するものであり、回収率は、2009年度が77.9%、2010年度が71.42%、2011年度が71.42%となっている。

#### ウ 修了生・在學生に対する個別ヒヤリング

この他に、当該法科大学院では、修了生・在學生に対する個別ヒヤリングも実施している。このヒヤリングは、法科大学院の授業の位置付け、勉強方法、法解釈適用能力に授業は役立っているか、改善が必要な科目、その希望・要望を聞くもので、2009年度には、修了生2人・在學生3人に、2010年度には、修了生7人・在學生3人に、2011年度には、修了生3人・在學生3人に実施されている。

#### エ 目安箱

法科大学院棟3階自習室に「目安箱」が設置されている。

この「目安箱」は、対象事項を限定していないため、設備の問題や、他學生に対する不満等の投書もあるが、授業やカリキュラム等FDに関連する投書があったときは、FD委員会が検討して、対処している。

### (2) 評価結果の活用

#### ア 授業に関するアンケート

「授業に関するアンケート」は、写しが助手室に備え置かれて、速やかに各担当教員の閲覧に供され、また、必要な教員には写しが配布され、原本は、集計し、デジタルデータ化して、データとして各教員に渡され、また、全FD委員にも渡され、FD委員会での検討資料とされている。

専任教員は、アンケート自体又は集計結果を基に、自己評価書を作成し、FD委員会に提出することが義務付けられており、全員が提出している。

自己評価書は、事務室に備え置かれて、他の教員が随時閲覧することができ、一定期間、自習室に置かれて、学生も閲覧できる状態になっている。

#### イ 自己認識アンケート

自己認識アンケートの結果は、FD活動の資料とするほか、学生に対する個別指導の資料にするため、部外秘扱いで教授会で交付している。

#### ウ 修了生・在學生に対する個別ヒヤリング

ヒヤリングの結果は、FD活動の資料として、FD委員会で検討するとともに、各教員に参考資料として配布している。

## 2 当財団の評価

「授業に関するアンケート」は、内容・実施方法とも適正である。

また、2007年度の当財団の認証評価での指摘を受けて、実施対象を、専任教員担当科目に限定せず全科目に広げ、自由記述アンケートを記名式から無記名式に改めており、これらの点についても、現在は、適正なものになっている。

なお、上記認証評価で、自己評価書の内容に基づく授業内容の改善が個々の教員の努力に委ねられていると指摘された点については、制度の上では、目立った改革はなされていないが、自己評価書から現れてくる一般的な問題について授業検討会等で討議し、改善につなげようという努力は払われている。

さらに、当該法科大学院では、「自己認識アンケート」、「修了生・在學生に対する個別ヒヤリング」、「目安箱」等により、授業に限らない多方面での学生の実情・要望を汲み上げる施策を実施している点も評価できる。

## 3 多段階評価

### (1) 結論

A

### (2) 理由

「学生による評価」に対する取り組みが真摯になされ、かつ充実しており、また、自己認識アンケートや修了生・在學生に対するヒヤリングといった、授業以外の学生生活等に関する学生の意識・意向の調査も実施されており、非常に充実している。

## 第5分野 カリキュラム

### 5 - 1 科目構成(1) 科目設定・バランス

(評価基準) 授業科目が法律基本科目，法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目のすべてにわたって設定され，学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

(注)

「学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮」するとは，必修や選択必修の構成，開設科目のコマ組みや履修指導等で，バランスよく履修させるための取り組みを実施することをいう。具体的には，修了までに「法律実務基礎科目のみで10単位以上」，「基礎法学・隣接科目のみで4単位以上」，かつ「法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で33単位以上」が履修されるように，カリキュラムや単位配分等が工夫されていることをいう。

#### 1 当該法科大学院の現状

##### (1) 開設科目

当該法科大学院の2012年度の開設科目(2009年度以降入学者適用)は以下の表のとおりである。

なお，2007年度・2008年度入学者適用のカリキュラムでは，法律基本科目29科目，法律実務基礎科目11科目，基礎法学・隣接科目9科目，展開・先端科目25科目が開設され，2006年度以前入学者適用のカリキュラムでは，法律基本科目23科目，法律実務基礎科目10科目，基礎法学・隣接科目11科目，展開・先端科目27科目が開設されている。

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	35	70	26	52
法律実務基礎科目群	11	21	4	8
基礎法学・隣接科目群	6	12	0	0
展開・先端科目群	20	40	0	0

[注] 上記「必修」には選択必修を含む。

##### (2) 履修ルール

当該法科大学院の履修ルールは，以下のとおりである。

###### ア 各科目群の必修単位数

(ア) 2009年度以降入学者適用

a 必修科目 60単位 ( )

法律基本科目.....52単位

法律実務基礎科目..... 8 単位

b 選択科目 33単位以上 ( )

ただし, 法律実務基礎科目, 基礎法学・隣接科目 ( 4 単位以上含む。), 展開・先端科目から25単位以上必要。

c 課程修了に必要な修得単位数 93単位以上 ( + )

科目区分	必要修得単位数			93単位以上
	法律基本科目	法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目 展開・先端科目	
必修科目	52単位	8単位	25単位以上	60単位
	8単位			
選択科目	4単位以上	25単位以上	33単位以上	93単位以上
	4単位以上			
	4単位以上			
	4単位以上			

(イ) 2007・2008年度入学者適用

a 必修科目 68単位 ( )

法律基本科目.....58単位

法律実務基礎科目.....10単位

b 選択科目 26単位以上 ( )

ただし, 基礎法学・隣接科目から 4 単位以上が必要。

c 課程修了に必要な修得単位数 94単位以上 ( + )

さらに, 課程修了試験に合格することが必要である。

(3) 学生の履修状況

2011年度に修了が認定された学生 ( 2008年度以前の入学者 : 修了必要単位数94単位以上 ) の各科目群の履修単位数 ( 平均値 ) は, 次の表のとおりである。

	未修者コース	既修者コース
法律基本科目	58.2	-
法律実務基礎科目	14.2	-
基礎法学・隣接科目	6.0	-
展開・先端科目	18.8	-
4科目群の合計	97.2	-

2 当財団の評価

(1) 積極的に評価できる点

法律基本科目及び法律実務基礎科目については, 形式上, 1年次から3年次に従って, 順次基礎から応用という段階的に学べるシステムとなって

おり、一応適切な科目の配当であると認められる。また、法律実務家としての実践的な能力を身に付けるための科目として、刑事模擬裁判(2年次・必修科目)、エクスターンシップ(3年次・選択必修科目)及び民事模擬裁判(3年次・必修科目)が開設されている点は積極的に評価できる。

(2) 消極的に評価される点

ア 法律実務基礎科目の必要修得単位数

(ア) 履修ルール

当該法科大学院では、2009年度入学者から、法律実務基礎科目の必要修得単位数を8単位としており、当財団の認証評価基準である「法律実務基礎科目のみで10単位以上」を制度上は満たしていない。しかし、以下に述べる実質面を考慮すれば、実質上は同基準を満たしているものと評価することができる。

(イ) 実質3単位相当の科目が2科目存すること

当該法科大学院の法律実務基礎科目の必修科目は、1年次「法曹倫理」(2単位)、2年次「民事実務基礎論」(2単位)及び「刑事実務演習」(2単位)、3年次「民事実務演習」(2単位)の4科目であるが、これらのうち2年次の「刑事実務演習」と3年次の「民事実務演習」は、内容的には通常3単位を付与するのが相当な科目である。すなわち、「刑事実務演習」(2単位)は、刑事手続実務講義と刑事模擬裁判の実質的に2つの法律実務基礎科目を併せたものとして構成されている。本来であれば、それぞれ独立した法律実務基礎科目として各科目について開設されてもいい負担と内容であり(履修する学生にとって負担が大きく、過酷な内容となっている。)、この点から、「刑事実務演習」は、「刑事手続実務講義」(1単位相当)と「刑事模擬裁判」(2単位相当)の3単位相当を付与すべき実質的内容を有しているともみえる。

次に、「民事実務演習」(2単位)は、民事裁判における要件事実論と民事模擬裁判の2つの法律実務基礎科目を併せたものとして構成されている。本来であれば、それぞれ独立した法律実務基礎科目として各科目について開設されてもいい内容と負担であり(履修する学生にとって過度の負担を強いるのではないかとの疑念を抱かせる。)、この点から、「民事実務演習」は、「民事裁判における要件事実論」(1単位相当)と「民事模擬裁判」(2単位相当)の3単位相当を付与すべき実質的内容を有しているともみえる。

(ウ) 「判例講読」の履修状況

当該法科大学院は、1年次の法律実務基礎科目の選択科目として1単位科目である「判例講読」を設定している。「判例講読」の目的は、入学したばかりで法律について十分な知識を有していない1年生に基本的な法律知識及び法的思考方法を身に付けさせる点にある。「判例講

読」は、このように法律学を学修しようとする1年生にとって極めて重要な位置付けがなされていることから、選択科目ではあるが、当該法科大学院の履修指導により1年次の学生全員に履修させており、事実上必修科目となっている。

(エ) 展開・先端科目及び基礎法学・隣接科目との関係

当該法科大学院では展開・先端科目及び基礎法学・隣接科目の開設科目数が少ないため、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目から選択科目として25単位以上という履修ルールを満たすためには、多くの場合、法律実務基礎科目において必修科目に加えて1科目2単位以上は履修しなければならない状況にある。

(オ) 法律実務基礎科目の選択科目における履修状況

実際、当該法科大学院の法律実務基礎科目は、上記の必修科目4科目と選択科目「判例講読」以外に、1年次選択科目として「法情報調査演習」(2単位)及び「家事事件処理手続論」(2単位)、2年次選択科目は無く、3年次選択科目として「民事紛争処理手続論」(2単位)、「企業法務論」(2単位)、「リーガル・コミュニケーション演習」(2単位)、「エクスターンシップ」(2単位)の6科目が設定されているところ、当該法科大学院の学生の履修状況は以下のとおりであり、実質的にはほとんどの学生が1科目2単位以上を履修している。

a 「法情報調査演習」(2単位)は、1年次において法令・判例調査あるいは法律文献の調査の方法を学ぶことを目的とするもので、法律学の自修、授業の予習・復習の際に必要な調査方法を学ぶことから、実質的には学生のほとんど(2012年度前期は1年生11人中9人)が履修している。

b 「家事事件処理手続論」(2単位)は2011年度後期に1年生5人、「民事紛争処理手続論」(2単位)は、2011年度後期に3年生2人、2012年度前期に3年生2人、「企業法務論」(2単位)は、2011年度後期に3年生6人、「リーガル・コミュニケーション演習」(2単位)は2012年度前期に3年生2人が履修している。また、当該法科大学院は、実務法曹に求められる基礎的能力を養成することを目的とした臨床科目の重要性を強調して、「エクスターンシップ」(2単位)について学生が積極的に受講するように指導した結果、2011年度は4人、2012年度は5人が受講している。

3年生の在籍者数は18人となっているが、2012年度において実際に修了を目指して単位修得のため履修登録をしているのは現在5人であり、2年生についても在籍者数10人に対して実際に履修登録をしているのが10人を下回る状況において、上記の履修登録状況を見れば、実態としては、学生は、上記選択科目としての法律実務基礎

科目6科目のうち1科目は少なくとも履修しているといえる。

(カ) 単位修得状況

上記の結果，現行カリキュラムが適用された2009年度入学者（2010年度・2011年度修了生）及び2010年度入学者（現在の3年次生）の法律実務基礎科目の単位修得数の実績は以下のとおりであり，全員が10単位以上を修得又は修得見込みである。

2009年度入学者（2010年度・2011年度修了生）の法律実務基礎科目の修得単位数は以下のとおりである。

（修了生8人）

17単位修得者数	3人
15単位修得者数	1人
13単位修得者数	2人
11単位修得者数	2人

また，2010年度入学者（現在の3年次生）の法律実務基礎科目の修得見込単位数は以下のとおりである。

（3年次生5人）

17単位修得見込者数	1人
15単位修得見込者数	3人
13単位修得見込者数	1人

(キ) 評価基準の適合性

以上のように，当該法科大学院における法律実務基礎科目の履修ルールは，制度上は8単位となっており当財団の評価基準を満たさないものであるが，その実質において，「判例講読」が事実上必修となっていること，選択科目として法律実務基礎科目を1科目2単位以上履修しなければならない状況にあること，実際の単位修得状況が10単位以上であることにかんがみて，基準不適合とまではいえない。

イ 基礎法学・隣接科目の開設科目数及びその内容

2012年度の開設科目（休講科目を除く。）は「紛争処理の法理論」，「法と情報」，「アジア法制度論」及び「法と医学」の4科目とされているが，基礎法学・隣接科目の開設科目数として少ないのではないかとの指摘をせざるを得ず，学生の意向も踏まえて開設科目数を増設する努力（例えば，法哲学，法制史等の開設）が求められる。また，すでに，開設された科目についても，例えば「法と情報」の内容は憲法の表現の自由に関する事例問題を中心とするものであり，基礎法学というにはふさわしくない内容を含んでいるなどの問題があり，上記4科目のそれぞれの内容を再度検討し，基礎法学・隣接科目にふさわしい内容を有する科目の開設をする必要がある。

ウ 展開・先端科目の開設科目数及びその内容

(ア) 開設科目数

2012年度においては15科目が開設されているが、学生の学修する機会を増やすために租税法，経済法，知的財産法，消費者法などの展開・先端科目の増設が望ましい。

(イ) 内容

3年次の「特別演習A（民事系）クラスA」は、民法演習の実質を有し、3年次の「行政手続・行政訴訟論」は、行政法演習の実質を有しており、いずれも法律基本科目であると認められる。3年次の「特別演習A（刑事系）」及び「実務刑罰論」は、いずれも法律実務家による刑事法の演習の実質を有しており、法律実務基礎科目と認められる。このように、その実質をみると展開・先端科目の内容として適切かどうか問題のある科目が複数ある。これらの科目については、展開・先端科目の内容にふさわしいかどうかを再度検討すべきである。

(3) 全体としての取り組み

現行カリキュラムについては、既にカリキュラム検討委員会において、上記で指摘された問題点について議論が行われており、その議論を踏まえ、近々、環境法，経済法を開講科目として設置する方向で調整中であるなど、現在、当該法科大学院は、2009年度以降入学者適用のカリキュラムを改善するために熱心に取り組んでいる。

### 3 多段階評価

(1) 結論

C

(2) 理由

当該法科大学院の法律実務基礎科目の必修単位数は8単位であるから、認証評価基準の適用要件の1つ（法律実務基礎科目のみで10単位以上）を形式上満たしていない。

しかし、当該法科大学院のカリキュラム及びその内容について上記において詳細に検討したとおり、実質的にはこの適用要件を満たしており、全科目群の授業科目の開設、履修が偏らないような配慮のいずれも法科大学院に必要とされる水準に達している。

もっとも、開設されている科目について科目群間の体系的配置の整理をした上、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の増設並びにそれらの内容についての一層の充実が望まれる。

## 5 - 2 科目構成(2) 科目の体系性・適切性

(評価基準) 授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。

(注)

「体系的かつ適切に」とは、当該法科大学院で養成しようとする法曹に必要なスキルやマインドを修得できる内容の科目が、効果的に学習できるように配置されていることをいう。

### 1 当該法科大学院の現状

#### (1) 科目開設の体系性

##### ア 体系性に関する考え方，工夫

カリキュラムは、基本的には、まず、1年次では基本的法的知識を修得し、2年次では法的思考力を総合的に修得するという段階的な構成を企図している。

具体的には、2009年度以降入学者適用のカリキュラムでは、1年次においては、法律基本科目として、基本的法的知識を修得すべく、1年間にわたり、「憲法」、「民法」、「刑法」、「民事訴訟法」、「刑事訴訟法」を、また後期に「行政法」を必修科目として配置するとともに、法律実務家の在り方を現実的に理解するために「法曹倫理」を必修科目として配置している。

2年次においては、法的知識を用いて具体的事案を適切に解決する能力を養成すべく、「民法演習」を必修としたほか、法律基本科目として、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の演習を選択科目として配置している。

さらに、法曹実務の基礎的な能力を養成するために、理論と実務を架橋する科目として「民事実務基礎論」及び「刑事実務演習」を必修科目として配置している。このうち「刑事実務演習」においては、刑事裁判官の経験を持つ実務家教員の指導の下で模擬裁判を行う。また、現代的問題を解決するために必要な専門的知識や能力を修得すべく、特定のテーマについて深く掘り下げることにより法的思考力の向上を図る科目として、「特別演習」を配置している。

3年次では、実務法曹に求められる法的思考能力を総合的に修得し、かつその習熟度を評価するために、3年間の総まとめとして、「総合演習（民事法）」、「総合演習（公法）」、「総合演習（刑事法）」を必修科目として配置している。また、必修科目として配置している「民事実務演習」においては、弁護士教員と裁判官教員の指導の下により生の民事事件に近い教材を用いて模擬裁判を行っている。さらに、より実践的専門的能力を養成するために、法曹実務や自治体実務などの現場を経験す

る「エクスターンシップ」(選択科目)を配置している。

#### イ 関連科目の調整等

来年度の授業科目及び担当者等の決定に際して、各系列(民事系,刑事系,公法系)において、調整会議を行っている。

### (2) 科目開設の適切性

#### ア 法曹像との適合性

当該法科大学院の養成しようとする法曹像は、社会正義を実現する法曹(人権を擁護する身近な弁護士,世の中の公正を追求する裁判官,社会正義の実現を目指す検察官など幅広い人材の養成),社会の発展に貢献する法曹(企業,自治体,NPOなど,様々な領域の社会活動を支える法曹の養成),あらゆる方面に対応できる法曹(地域に根ざし,地域に通じ,幅広く人々の暮らしを支える法曹の養成)の3点である。

このような法曹像との適合性について関連する科目としては,1年次の「法曹倫理」,3年次の「エクスターンシップ」及び「企業法務論」が挙げられる。「法曹倫理」は,社会正義を実現する法曹として最低限身に付けるべき倫理であり,法曹として活動する場合の基本的指針となるものである。「エクスターンシップ」は,学生が法律実務又は企業法務あるいは国又は地方公共団体の行政の現場に参加すること等を通じて,各職務において必要とされる知識・技術を学び,ないしの法曹像について考える機会となるものである。「企業法務論」は,の法曹像の涵養に関連し,法務リスクマネジメントの観点から企業法務の実務について学ぶものである。

#### イ 科目群・科目名の問題等

##### (ア) 科目名の問題

基礎法学・隣接科目の中の1・2年次の「法と情報」の内容は憲法の表現の自由に関する事例問題を中心とするものであり,その実質は憲法21条に関する演習である。展開・先端科目の中の3年次の「展開・先端系演習」の内容は国際私法に関する演習である。

##### (イ) 科目群との齟齬

展開・先端科目群に位置付けられている2年次の「特別演習A(民事系)クラスA・B」は,民法演習の実質を有する。

同じく展開・先端科目群に位置付けられている3年次の「行政手続・行政訴訟論」は,行政法演習の実質を有している。

展開・先端科目群に位置付けられている3年次の「特別演習A(刑事系)」及び「実務刑罰論」は,いずれも法律実務家による刑事法の演習問題の実質を有している。

##### (ウ) 無単位科目

当該法科大学院では,時間割に組み込まれる形で,無単位科目とし

て「教科指導」という科目が開設されている。「教科指導」は、専任教員のほぼ全員が担当しており、それぞれの教員の方針に基づき対象年次や内容を決めて実施されている。その内容は、授業の補習的なものから少人数で議論をするゼミ形式のもの、起案をするものまでさまざまである。学生は、自分に必要と思われるものを選んで任意に参加する仕組みである。

### (3) その他

2年次の「刑事実務演習」は、刑事模擬裁判が実施され、3年次の「民事実務演習」は、民事模擬裁判が実施されている。

## 2 当財団の評価

### (1) 積極的に評価できる点

1年次から3年次までの各科目群の配当は、一応は基礎から応用へと段階的に学修できるよう配置されており、積極的に評価できる。

また、法曹像との適合性の関係で、民事模擬裁判、刑事模擬裁判及びエクスターンシップが開設されて、基礎的な法律知識が身に付いたと想定される2年次後期及び3年次前期等に開設されている点は適切であると積極的に評価できる。

### (2) 消極的に評価される点

#### ア 科目名と科目内容との齟齬など科目の名称表現

「法と情報」の内容は憲法21条に関する演習であり、「展開・先端系演習」の内容は国際私法に関する演習であり、科目名が科目内容をうまく表現していない。それぞれそれにふさわしい科目名を表示すべきである。

#### イ 科目群との齟齬

展開・先端科目群に位置付けられている2年次の「特別演習A（民事系）クラスA・B」は、民法演習の実質を有し、同じく展開・先端科目群に位置付けられている3年次の「行政手続・行政訴訟論」は、行政法演習の実質を有しており、いずれも法律基本科目であると認められる。

展開・先端科目群に位置付けられている3年次の「特別演習A（刑事系）」及び「実務刑罰論」は、いずれも法律実務家による刑事法の演習問題の実質を有しており、法律実務基礎科目と認められる。

上記の4科目は、その科目群という体系上の位置付けについて、いずれも齟齬があるといわなければならない。

#### ウ 憲法を学ぶ機会の連続性の問題

1年次の法律基本科目である「統治機構論」及び「基本的人権論」は必修科目であるのに対して、2年次の法律基本科目である「憲法演習」が選択科目となっているため、憲法理論を1年次・2年次にわたって連続して学べる機会が十分に保障されておらず、国家の基本法である憲法

の履修方法として学修機会の連続性について問題がある。

#### エ 無単位科目とされている「教科指導」の位置付け

無単位科目の「教科指導」の実態に照らすと、一部の「教科指導」において、本来法律基本科目ないし法律実務基礎科目として学修すべきであるにもかかわらず、「教科指導」の名で授業が行われている実態があるものと認められる。

また、対象年次の学生全員が出席している「教科指導」も一部存在し、その内容は、実態として補習であると認められ、学生に対し、正規のカリキュラム以外に学修を強いることから、予習・復習、学生間での議論などの自学自修に充てるべき時間が不十分となるおそれがあり、好ましいとはいえない。

一部の「教科指導」の実態について再度点検する必要がある。

### 3 多段階評価

#### (1) 結論

C

#### (2) 理由

授業科目はおおむね体系的・適切に配置されており、法科大学院に必要とされる水準には達しているが、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の中に科目名又は科目群と科目の内容との間に齟齬があること、「教科指導」の一部に補習の実態とみられるものがあること、憲法の学修の体系性など、見直すべき点が認められることから良好とまではいえない。

### 5 - 3 科目構成(3) 法曹倫理の開設

(評価基準) 法曹倫理を必修科目として開設していること。

(注)

「法曹倫理」とは、法曹として職務を遂行するに当たり遵守すべき真実義務、誠実義務及び守秘義務等の倫理原則の理解、及び裁判官、検察官、弁護士としての職務を遂行するに当たり要求される高い倫理観の涵養を目的とする科目をいう。

#### 1 当該法科大学院の現状

##### (1) 法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

当該法科大学院の法曹倫理は、法律実務基礎科目として位置付けられ、必修科目(2単位)として開設されている。旧カリキュラムでは、2年次に配当されていたが、学生に早期に具体的現実的な法曹像を捉えさせるべきであるということから、現在の新カリキュラムでは、1年次後期の科目として配当している。

弁護士倫理を中心とするが、裁判官倫理、検察官倫理についてもその特質を理解させる必要性から、各々の実務家(2012年度は、元裁判官及び元検察官)が一部の授業を担当している。

##### (2) 科目の実態

当該法科大学院の法曹倫理の成績評価方法は、2011年度は授業中の発言等の平常点のみで付けられており、定期試験もレポートも実施されていなかった。また、修了生によれば、過去にレポート課題が出されたことはあるが、そのテーマは、どのような法曹になりたいかについて述べる内容であったとのことである。

授業内容は、課題とされている事例問題について、弁護士法ないし弁護士職務基本規程の法解釈論として論理的に一定の解決へ導くのではなく、結論が出ないまま情緒的な一般論に終始しているところがあり、学生が法曹倫理の重要性を十分に理解できているかどうか評価することが困難な内容であった。

#### 2 当財団の評価

法律実務家が職務上直面する法曹倫理を理解するには、基礎的な法律知識を有することが前提となる。その上で、法曹倫理を法的に根拠付けている弁護士法、弁護士職務基本規程等の法曹倫理をめぐる関係法規についての理解が不可欠である。

これに対し、当該法科大学院の「法曹倫理」の授業は、この科目の趣旨理解に不徹底な面があるとみられ、また、1年次後期という法曹の基礎的素養

が十分に身に付いていない早期の段階であることもあり，様々な場面において法曹の基本的な行動基準となるべき法曹倫理を学ばせることが，学生にとって十分に理解され，有意義な授業となっているのかどうか疑問があり，その検証と，学生が法曹倫理を実際に理解しているかどうかの評価方法（試験の実施等）の検討が求められる。

### 3 合否判定

#### (1) 結論

適合

#### (2) 理由

法曹倫理が必修科目として開設されている。

しかし，その授業の内容は，法科大学院における法曹倫理の授業として有意義なものになっているかどうか疑問があり，検討が必要である。

## 5 - 4 履修（１）<履修選択指導等>

（評価基準）学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

### 1 当該法科大学院の現状

#### （１）履修選択指導についての考え方

当該法科大学院における教育の目的が知識を用いて最善の解決方法を考える力を修得することであり、このような力を基本から応用へと段階的に修得できるようにカリキュラムを編成していることから、履修指導に当たっては、このような教育方針を学生に十分理解してもらうよう説明している。さらに、実務法曹に求められる基礎的能力を養成するためには、「理論と実務の架橋」を理念とした教育を体系的かつ有機的に展開することが必要であることから、いわゆる臨床科目の重要性を強調するとともに、選択科目（とりわけ「エクスターンシップ」）についても学生が積極的に受講するように指導している。

#### （２）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

##### ア オリエンテーション、ガイダンス等

新入生に対しては、入学前に行われる３月中旬のプレセミナーにおいて、入学予定者に対して、シラバス、カリキュラム等を掲載した法科大学院学修ガイドを配布し、当該法科大学院のカリキュラムの概要を説明し、学生がそれぞれどのような科目を選択し、どのように履修していくべきかを示し、シラバスを熟読の上、科目を選択するよう指導している。また、入学式後の新入生オリエンテーションの際に、新入生全員に対し、科目登録ガイダンスを実施し、当該法科大学院カリキュラムの基本的構造を説明し、さらに、法科大学院運営委員（教務担当）が、学生個々の履修届をチェックし、科目選択に問題があると思われる学生については面談し、カリキュラムの組立て、科目内容について説明するなどの履修選択指導を行っている。

在学生に対しては、シラバスの掲載された学修ガイドを３月上旬に配布し、３月下旬に履修登録説明会を実施し、各科目担当者からの申出に基づき、科目間の関連、当該科目の履修のために前提となる知識・能力等、履修上の注意事項について説明している。また、これより前に、選択科目履修希望調査を行い、選択科目とりわけ展開・先端科目の次年度の開設について学生の意向を調査しており、この調査書の提出期限は10月31日である。このとき選択した科目の希望者が自分一人の場合は、必ず受講しなければならないとのことである。1年次については、1年間の必修が16科目（32単位）あるため、その他の科目の選択の余地はほと

んどないが、選択科目の中で「判例講読」は法学未修者にとって極めて有意義な科目であることから履修するように指導している。

#### イ 個別の学生に対する履修選択指導

定期試験の成績発表後、すべての教員が研究室に待機し、科目毎の試験結果、今後の履修科目や学習方法等に関する相談に応じ、その際、履修選択指導を行っている。この履修選択指導以外にも、担任の教員及び教務担当の運営委員が、学生からの個別の相談に応じて指導を行っている。

#### ウ 情報提供

毎年5～6月にかけて、福岡県弁護士会の主催により、当該法科大学院修了の弁護士の講演会を実施しており、法曹の実際の仕事を踏まえて法科大学院での勉強方法等に関する情報提供をしている。また、9～10月にかけて、当該法科大学院の司法試験合格者について、在学生の希望により報告会を実施して身近な上級生から合格へ至る体験談を聞く機会を設けている。

### (3) 結果とその検証

#### ア 学生の履修科目選択の状況

学生の履修科目の選択は、おおむね適切に行っていると考えられる。なかでも、1年次の「判例講読」は選択科目でありながら、判例を論理的に正確に読む力を養成するという法学未修者には極めて有意義な科目としてできるだけ履修するよう強く指導している結果、すべての学生が履修している。他方、3年次配当の臨床系の選択科目（特に「エクスターンシップ」）については、一時期、選択する学生が激減した状況がみられたが、現在は、多くの3年生が履修している。

#### イ 検証等

学生の履修科目選択の状況については、各学期の開始時に教授会に報告して情報を共有している。個々の科目すべてについての検証は行っていないが、近年、「エクスターンシップ」（3年次配当）の履修が極めて少なくなった状況に対して、教授会において、エクスターンシップの重要性から履修を進めるよう議論がなされた。そこで、2010年度は受講者が0人であったが、2011年度は4人、2012年度は5人が受講するようになった。

## 2 当財団の評価

### (1) 積極的に評価できる点

当該法科大学院の履修指導においては、オリエンテーションや説明会だけでなく、担任教員や教務調整委員による個別的な指導を含めて、履修科目の選択に必要な情報が適切に学生に提供されるように実施されていると

思われる。特に当該法科大学院が重要と判断している「判例講読」及び「エクスターンシップ」の履修指導は効果を上げていると思われる。

(2) 消極的に評価される点

ア 法律実務基礎科目の履修指導

上記5 - 1の2(2)アで指摘したとおり、履修ガイドには、法律実務基礎科目の修得単位数として、必修科目欄には8単位、選択科目欄には25単位以上となっており、上記認証評価基準(「法律実務基礎科目のみで10単位以上」)を満たすためには選択科目としての法律実務基礎科目の中から2単位以上修得すべきことになるが、この事実上義務付けるべき履修指導が明確になっていないという問題がある。

イ 学生の履修選択の機会の確保

選択科目履修希望調査を行い、選択科目とりわけ展開・先端科目の次年度の開設について学生の意向を調査していることは適切であるが、その調査書の提出期限が10月31日とされているのは時期として早すぎるきらいがある。

また、学生に調査書を提出させる方法も意思確認が明確にできる点は良いが、当該法科大学院は、教員と学生との距離があまり離れておらず、密度が濃いのであるから、その特性を生かして、1・2年次の後期の定期試験の成績発表後、今後の履修科目や学習方法等に関する相談に応じる際に、履修選択することができる科目の開設それ自体についても、学生の希望・意向を直接かつ丁寧に聴取することで、学生の希望する科目を受講する機会が保障されるものと思われる。

(3) 全体としての取り組み

履修指導の取り組みは全体として十分行われていると思われる。

3 多段階評価

(1) 結論

C

(2) 理由

履修選択指導は行われており、法科大学院に必要とされている水準には達しているが、より充実させるためには、修了までに、「法律実務基礎科目のみで10単位以上」を履修できるような明確な指導をすること、展開・先端科目の履修選択について学生の選択の自由が保障され、選択の幅が広がるような工夫をすること、そのためにも展開・先端科目の開設について、学生の意向を反映するための一層努力することが求められる。

## 5 - 5 履修(2) <履修登録の上限>

(評価基準) 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること。

(注)

修了年度の年次は44単位を上限とすることができる。

### 1 当該法科大学院の現状

#### (1) 各学年の履修科目登録の上限単位数

1学年における履修登録することができる単位数の上限は36単位である。

ただし、1年次においては、法律基本科目の選択科目2単位を履修登録する場合には38単位まで、また、法学既修者の2年次においては、学則別表第2に掲げる科目のうち、未認定科目の6単位を履修する場合には42単位まで登録することができる。

ア 2009年度以降入学者適用のカリキュラムにおける各年次での履修登録上限の内訳は次のとおりである。

1年次では、法律基本科目30単位、法律実務基礎科目2単位が必修であり、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目から4単位選択することになっているが、法律基本科目の選択科目(2012年度は、「法律基本演習」(2単位)だけが設置されている。)を履修登録する場合には38単位まで登録することができる。

2年次では、法律基本科目16単位、法律実務基礎科目4単位が必修であり、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目から16単位選択するようになっている。

3年次では、修了要件単位数との関係で、1・2年次において、上限単位まで修得した学生でも、19単位以上修得することが必要となるが、法律基本科目6単位、法律実務基礎科目2単位が必修であるため、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目から11単位以上を履修することになる。

イ 2007・2008年度入学者適用のカリキュラムにおける各年次での履修登録上限の内訳は次のとおりである。

1年次では、法律基本科目30単位、法律実務基礎科目2単位が必修であり、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目から4単位選択するようになっている。

2年次では、法律基本科目26単位、法律実務基礎科目6単位が必修であり、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目から4単位選択するようになっている。

3年次では、修了要件単位数との関係で、1・2年次において、上限単位まで修得した学生でも22単位以上修得することが必要となるが、法

律基本科目 2 単位，法律実務基礎科目 2 単位が必修であるため，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目から18単位以上を履修することとなる。

(2) 無単位科目等

教員の持ちコマに関する基準により，授業科目が少ない教員は，履修単位に算入されない科目として，「教科指導」を担当している。「教科指導」は，対象学生，指導内容等を掲示し，受講を希望する学生に対して実施している。内容や授業方法は科目によってさまざまであるが，一部に，各年次の学生全員が出席しているものがあり，法律基本科目の補習としての実態が認められるものがある。

(3) 補習

学生が任意に参加する自主ゼミに教員が学生の要望により参加することはあるが，教員が学生に参加を義務付けて指導するような補習はない。

2 当財団の評価

1 学年における履修登録することができる単位数の上限は36単位である。

ただし，1 年次においては，法律基本科目の選択科目 2 単位を履修登録する場合には38単位まで，また，法学既修者の 2 年次においては，学則別表第 2 に掲げる科目のうち，未認定科目の 6 単位を履修する場合には42単位まで登録することができる。これらの履修登録についての取扱いは，認証評価基準の範囲内である。

もっとも，すでに指摘したとおり，「教科指導」の一部に，各年次の学生全員が出席しているものがあり，法律基本科目の補習としての実態が認められるものがあることは，学生にとって自学自修に充てるべき時間が不十分となっていないかという問題があり，それぞれの「教科指導」の実態を再度点検する必要がある。

3 合否判定

(1) 結論

適合

(2) 理由

1 年次及び 2 年次の履修単位数上限が年間36単位を標準としており，修了年度の年次の履修単位数上限が年間44単位以下である。

## 第6分野 授業

### 6 - 1 授業

(評価基準) 開設科目が効果的に履修できるよう、授業の計画・準備が適切になされ、適切な態様・方法で授業が実施されていること。

#### 1 当該法科大学院の現状

##### (1) 授業計画・準備等

当該法科大学院のシラバスには、「授業科目の概要」、「達成目標」、「教材」、「授業の方法」、「成績評価の方法」、「授業計画」の記載欄があり、大半の科目については、その記載は、学生が当該科目の全体像をあらかじめ具体的に把握できる内容のものになっているが、「法律基本演習」(履修クラスC～E)、「判例講読」(履修クラスA～E)、「行政法演習」、「民事訴訟法演習」、「特別演習A1」(履修クラスA・B)、「総合演習(民事法)」及び「総合演習(刑事法)」は、具体的な授業計画の記載がなされていない。ただし、「民事訴訟法演習」は、授業全回について、「総合演習(民事法)」及び「総合演習(刑事法)」は、授業4～5回分について、各回のテーマを記載した書面を学生に配布している。

シラバスは、毎年、在学生には3月上旬に配布され、新入生には、3月中旬に行われるプレセミナーで配布されている。

授業期間中、多くの科目では、授業の1週間前までにレジュメ・資料を配布している。また、全回分又は数回分のレジュメ・資料を事前にまとめて配布している科目もある。

ただし、レジュメ・資料を授業の当日又は数日前に配布する科目やこれらを配布しない科目も、少なからずある。

コンピュータネットワーク「法科大学院教育支援システム」により授業のレジュメや資料等を配布できるシステムを構築しているが、このシステムを利用している科目は少数にとどまっている。

##### (2) 授業の実施

###### ア 憲法(「統治機構論」、「基本的人権論」)

各回に設定したテーマ毎の基本的判例の検討を、実際の社会に生じる様々な法的問題に対し、事例毎の事実関係を分析・評価させた上、当事者双方の立場からの主張を考えさせ、次に判決文を読みながら考えさせるという方法で実施している。

授業形式は、授業開始前に、学生に事実の概要及び憲法上の争点を板書させておき、その発表に基づいて事実関係と憲法上の争点を明らかにした上で、当事者の主張について、学生の発言を求めながら授業を進め

ている。

授業の1週間前に「予習レジュメ」を配布し、テキストの該当箇所及び検討判例を示し、事実関係、当事者の主張及び裁判所の見解を把握しておくよう指示している。

学生の理解度は、2～3回分の授業のテーマに関する課題レポートを中間試験までに2回、中間試験から期末試験までに2回、提出させて確認する。

レポートは、従来、任意提出にしていたため、提出者が少数にとどまっていたが、2012年度から成績評価の対象としている。

提出されたレポートは、数日以内に、添削の上、「解答のポイント」とともに返却し、さらに希望者に対し、個別の答案指導を行っている。

「課題レポート」及び中間・定期試験の答案指導を、個別的に、本人が書いたレポートや答案を目の前にして、その内容の適否を具体的に検討・議論して、行っている。

#### イ 行政法(「行政過程論」、「行政救済論」、「行政法演習」、「総合演習 (公法)」)

1年次後期の「行政過程論」と2年次前期の「行政救済論」では、通説・判例を含む基礎知識の正確な理解と基礎的応用能力の養成を目標としてレクチャー形式を中心とした授業を行い、これらの科目で修得したことを踏まえて、2年次後期の「行政法演習」では、重要行政判例を素材とした事案及び解釈法理の分析能力を養うこと目標とした双方向授業を行い、さらに、3年次後期の「総合演習 (公法)」では、行政法全般の基礎知識・応用能力の確認を、双方向授業で行っている。

アサインメントで、授業において予習しておくべき教科書、講義レジュメ及び判例を指示し、授業では、予習では理解困難な事項を重点的に説明している。

「行政過程論」と「行政救済論」では、5、6回の小テストを実施して学生の理解度の確認を行っている。小テストは添削し、評点を付して返却している。

#### ウ 民法

##### (ア)「民法 (総則・物権総論)」、「民法 (物権各論・担保物権)」、「民法 (債権総論)」、「民法 (債権各論)」、「民法 (家族法)」

民法全般における基本原則や法制度のほか、民法上重要な原理・原則・法理論などについて、それらの意義・趣旨目的・機能等の解説を行いながら、確実な基礎的な法律知識の修得・定着を図るとともに、これらを巡る諸問題に関する理論状況についても裁判例を取り上げながら、講義形式で、解説を行っている。

基本的には、講義形式を取りながら、適宜、具体的な事例・裁判例

を取り上げて、検討を行っている。検討の際には、随時、受講者に質問を発し、解答を求め、さらに議論を通して理解を深めるため、教員・学生間の双方向授業を行っている。

(イ)「民法演習Ⅰ」、「民法演習Ⅱ」、「民法演習Ⅲ」、「総合演習（民事法）」

「民法演習Ⅰ」は民法総則・物権総論の、「民法演習Ⅱ」は担保物権・債権総論の、「民法演習Ⅲ」は債権各論の各演習科目である。

授業は、それぞれの分野における重要判例や、それを基に作成された類似の事例問題を取り上げ、当事者の主張内容を的確に把握・整理・説明でき、それらを基に裁判所が下している法的判断を正確に把握・整理・説明でき、さらにその判断の際に示されている判決理由や理論構成等についても正確な理解ができるようになる演習科目を目指している。

これらの科目では、課題レポートや宿題を課し、採点・添削して、学生の各分野の理解度を確認している。

「総合演習（民事法）」は、民法・商法・民事訴訟法の総合科目であり、民事実体法と民事手続法にかかわる複合的な論点が含まれる裁判例や事例問題を素材として、事実関係の把握・分析力、争点や問題点の探求力、批判的・創造的な法解釈適用能力、さらに関連する裁判例及び学説の調査・探索など事案の解決に必要なその他の能力の習熟度も総合的に測れるよう、課題とする裁判例や事例問題に沿って受講者の議論を中心に進め、とりわけ、受講者による事前の事実関係・理論構成・争点などの整理や自らの考え方の整理・準備を要求し、これを前提として、多方向・双方向の議論によるゼミ方式で実施している。

「総合演習（民事法）」では、民法割当部分の5回すべてにわたって、解答の作成・提出を求め、毎回のテーマに学生の理解度を、その都度チェックしている。

エ 商法（「商法総則・商行為法」、「会社法Ⅰ」、「会社法Ⅱ」、「特別会社法」、「手形小切手法」）

これらの科目では、法律の内容を的確に理解させるために、基本的には、法典の内容・構成に沿って教育内容を定めている。

「商行為法」のように実際の取引分野で、特別法、慣習法、取引約款が適用されることが多い分野でも、商法典を中心に行い、必要に応じて、約款や特別法に触れている。

授業で、規定・制度を解説する際は、諸制度の内容だけを理解させるのではなく、それらの規定・制度がどのような利害調整を行うためのものであるかを理解させ、現実感を持って制度目的を理解できるよう配慮している。

授業方法は、個別の質疑応答方式により予習内容の確認を行い、必要

に応じて補足説明を行っている。

質疑応答は、双方向だけでなく、その双方向の内容を踏まえて、学生間で多方向に議論が広まり、深まっていくように努めている。

制度の運用、実務を理解する上で不可欠な、登記事項証明書、定款、株主総会の招集通知、船荷証券のサンプル、貨物取扱業者のプロフィールについて、必要に応じて、参考資料を配布している。

オ 民事訴訟法（「民事訴訟法」,「民事訴訟法」,「民事訴訟法」）

「民事訴訟法」,「民事訴訟法」,「民事訴訟法」を通じて、担当教員河野正憲教授の「民事訴訟法」(有斐閣・2009)を使って、単に体系的な説明だけでなく、重要な判例について詳細に事実関係を述べ、判決理由を詳細に引用し、特に最高裁判決の論理を理解できるよう授業をしている。

授業方法は、基本的には講義形式を採用しているが、極めて頻繁に、ほぼ全員に対して、様々な基本的事項についての質問を繰り返し、解答を求めている。

質問は、正解よりも、考え方の基本的な方向を重視している。

カ 刑法（「刑事法」,「刑事法」,「刑事法」,「刑事法演習」）

通説判例をベースとして基本的事項を正確に理解させ、かつ、これを用いて具体的事案を解決する能力を身に付けさせることを目標とする授業をしている。

予習範囲の設例を小テスト形式で解答させ、それを素材として、基本的知識・事項の確認を行う。次いで、予習範囲についての教科書の内容などの質問を受け付けている。その後、設例を配布し、学生に対する質疑により、争点を明確化し、適宜解説の上、次週までに検討し、場合によりレポートを提出するよう指示している。次回の講義においては、学生の検討及び提出されたレポートを基に、学生との質疑応答、学生間の議論を通じた設例の検討をしている。

1年次の授業では、主体的な問題解決への意欲を促し、思考を纏めさせるために、講義中、2人組を作らせ、立場を固定して発言させるようにしている。

キ 刑事訴訟法（「刑事手続論」,「刑事手続論」）

刑事訴訟手続の流れ、刑事訴訟手続を規制する基本原理、刑事訴訟の各手続段階について、憲法、刑事訴訟法、刑事訴訟規則等の法令及び判例準則等の規範等、実務を動かしている理論を理解させるとともに、これらの理論がどのようにして用いられるのかの実践例として判例を理解させることを目標としている。

授業方法は、原則として、毎回冒頭の10分間を小テストに当てており、当日に講義を予定している範囲から、基本原理・原則等の意義、重要な

法概念，基本判例の枠組みの理解度を試すための簡単な事例問題を出題している。

できるだけ具体的な事件や事実を前提として法理論が理解できるよう，実際の令状や起訴状等を配布して，関係法令等を説明し，判例を紹介している。

## 2 当財団の評価

教育内容や授業の仕方は，総じて相当であり，学生の理解度の確認もおおむねなされているといえる。

ただし，全体的な授業計画が事前に全く学生に開示されていない科目が散見され，このような状態では，学生が中・長期的な学修計画を立てることが困難になることは明らかであるし，授業の進行の計画性が確保されないおそれも多分にあると考えられるが，当該法科大学院の教員には，そのような問題意識が希薄であり，法科大学院の授業計画・準備の在り方を再検討する必要が認められる。

## 3 多段階評価

### (1) 結論

B

### (2) 理由

授業の実施は質的・量的に見て充実していると認められるが，授業計画が全く開示されていない科目が7科目(14クラス)あり，授業計画・準備については，これが充実しているとはいい難く，改善を要する。

## 6 - 2 理論と実務の架橋 ( 1 ) 理論と実務の架橋

( 評価基準 ) 理論と実務の架橋を意識した授業が実施されていること。

### 1 当該法科大学院の現状

#### ( 1 ) 「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方

当該法科大学院は、「理論と実務の架橋」を、法理論が具体的な問題解決の場面でどのような意義、機能を有しているかを認識させることを目指した授業ととらえており、法理論が具体的にどのような場面で機能するのかを常に意識した授業を行うことが「理論と実務の架橋」になると考えている。

そして、理論と実務とを架橋するものとして、法律基本科目を、研究者教員だけでなく、実務家教員も担当していること、各教員が、法理論の適用される具体的場面を意識した授業を行っていること、1年次に判例の法理論が具体的にどのような場面で機能するのか認識させるため、事案を丁寧にひもときながら法理論を学ぶ「判例講読」を研究者教員・実務家教員にて実施していること、「民事訴訟法」で、課題として、リーガルクリニックセンターで行われている法律相談に同席させていることを挙げる。

また、法律実務基礎教育を実施する科目として、2年次後期の「民事実務基礎論」及び「刑事実務演習」、3年次前期の「民事実務演習」を挙げ、これらの科目において具体的な問題解決のイメージを理解した上で、3年次に総合的な法理論教育を実施する科目として、「総合演習（民事法）」、「総合演習（公法）」、「総合演習（刑事法）」を挙げている。

#### ( 2 ) 授業での展開

##### ア 法律基本科目

法律基本科目のうち、「刑事手続論」、「刑事手続論」、「刑事法演習」及び「商法総則・商行為法」は実務家教員の単独授業、「総合演習（民事法）」及び「総合演習（公法）」は研究者教員のみでの共同授業、他は、研究者教員の単独授業となっている。「法律基本演習」及び「総合演習（刑事法）」は実務家教員と研究者教員の共同授業とされているが、オムニバス授業であって、実務家教員と研究者教員が1つの授業に同席して行われるものではなかった。

##### イ 判例講読

判例を読み、丁寧に検討する授業で、5クラスのうち1クラスを実務家教員が担当し、他は、研究者教員が担当している。

##### ウ 民事訴訟法

「民事訴訟法」、「民事訴訟法」に続く民事訴訟法の理論科目で、複雑訴訟形態を扱う。その課題の1つとして、法律相談の傍聴が課され

ている。

#### エ 民事実務基礎論

要件事実を、総論と類型別の各論で学修した後、訴状・準備書面・陳述書・口頭弁論・争点整理手続・和解・事実認定等の民事訴訟手続を概観する2年次必修の法律実務基礎科目であり、実務家専任教員2人が担当している。

#### オ 刑事実務演習

第1回から第5回までで、公訴提起・事前準備・公判前整理手続・公判期日手続等の刑事訴訟手続を学修した後、9回にわたり刑事模擬裁判を行い、第15回で教員が講評を行う2年次必修の法律実務基礎科目で、実務家専任教員2人と実務家非常勤教員1人が担当している。

#### カ 民事実務演習

第1回で和解と事実認定について学修した後、9回にわたり民事模擬裁判を行い、その後、5回にわたり、「民事実務基礎論」で行わなかった類型の要件事実を学修する3年次必修の法律実務基礎科目で、実務家専任教員2人と派遣裁判官が担当している。

なお、当該法科大学院は、理論と実務の架橋となる科目として挙げているが、次の各科目も、これに当たるものといえる。

#### キ 家事事件処理手続論

家事事件の概要・家事審判手続・家事調停手続・人事訴訟手続等を講義と討論で学修する1年次選択の法律実務基礎科目で、実務家専任教員が担当している。

#### ク 民事紛争処理手続論

具体的事案を教材として、示談交渉・民事保全・調停仲裁ADR・民事訴訟・民事執行等の民事紛争解決手続を学修する3年次選択の法律実務基礎科目で、実務家専任教員が担当している。

#### ケ リーガル・コミュニケーション演習

弁護士の法律相談・依頼者からの事情聴取・相手方との交渉・尋問技術・訴訟上の和解・法文書作成・刑事事件における接見等を、テーマに応じて、グループ討論・ロールプレイ・文書起案等で行う3年次選択の法律実務基礎科目で、実務家専任教員が担当している。

## 2 当財団の評価

当該法科大学院の「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方は、法律基本科目の中に、実務家教員が担当する科目があるとか、担当教員が法理論適用の場面を意識して教育しているとかいうのみで、理論から実務に導く過程としてのとらえ方が不足しており、理論教育の中で、実務への方向性を確保する手立てが示されておらず、他方、法律実務基礎科目についても、抽象的に理

論との架橋をいうだけで、実務教育の理論的な裏打ちを検証する具体的工夫には言及されていない。

そして、実際にも、「法律基本演習」及び「総合演習（刑事法）」において、実務家教員と研究者教員の共同授業とされているがオムニバス授業であって、実務家教員と研究者教員が1つの授業に同席して行われるものではなく、他には、理論教育と実務教育を結び付ける特段の施策が用意されているわけではなく、「理論と実務の架橋」としては、単に、法律実務基礎科目が配置されているというにすぎない感がある。

しかも、「理論と実務の架橋」に当たる科目のうち、必修科目は、「民事実務基礎論」、「民事実務演習」及び「刑事実務演習」の3科目のみであり、必修科目だけでは、「理論と実務の架橋」は明らかに不足した状態にある。

なお、「家事事件処理手続論」が1年次後期の科目とされているのは、授業内容にかんがみて開講時期が適切であるか疑問がある。

### 3 多段階評価

#### (1) 結論

C

#### (2) 理由

法律実務基礎科目は一応用意されているといえるが、「理論と実務の架橋」の意義をとらえ直し、具体的な授業内容についても、理論教育を実務教育に結び付ける具体的施策を講じて充実させる必要があり、また、必修科目としての「理論と実務の架橋」が不足していること等からすれば、「理論と実務の架橋」を目指した授業が、質的・量的に見て法科大学院に必要とされる水準に達しているとはまではいえるものの、これが充実しているとまではいい難い。

## 6 - 3 理論と実務の架橋（2）臨床科目

（評価基準）臨床科目が適切に開設され実施されていること。

### 1 当該法科大学院の現状

当該法科大学院は、臨床科目の目的を、実際の法的紛争・問題を解決する法臨床の場面において、法律基本科目等で学ぶ基本的な法律知識や法的思考力を使いこなす能力を修得する基盤を形成とし、法理論の適用を具体的にイメージすることによって、理論面での学修効果を上げる目的も有しているとし、「理論と実務の架橋」のために不可欠な科目であるとしている。

当該法科大学院の臨床教育科目の開設状況は次のとおりである。

#### （1）エクスターンシップ

学生を、法律事務所や行政機関に派遣して法律実務を体験させる科目であり、派遣先には、当該法科大学院のリーガルクリニックセンターや九州弁護士会連合会所属の法律事務所のほか、企業法務部や国、地方公共団体を選択できる。

履修者は、2008年度4人、2009年度3人、2010年度0人、2011年度4人、2012年度5人であり、2011年度は福岡県総務部行政経営企画課に2人の履修登録学生を派遣したが、それ以外は、いずれも法律事務所に派遣している。

3年次生を対象とする前期（8月）実施と、2年次生を対象とする後期（2～3月）実施があり、実施期間は正味10日間で、通常土日を含んで2週間の派遣期間となっている。

受講生には、履修内容について報告書を提出させており、成績評価は、受入事務所が、項目毎に多段階評価して、それに基づいて行っている。

現在のところ、履修者の全員が単位を修得している。

実施に先立って、当該大学と派遣先との間で、実習生の服務、守秘義務のほか、実習生及び当該大学の損害賠償義務に関し、「エクスターンシップに関する協定書」に基づき協定を締結し、履修を希望する学生に対しては、事前説明会において協定書を示して内容を説明した上、学生から、当該大学長及び派遣先宛に「誓約書」を提出させている。

守秘義務については、福岡大学法科大学院エクスターンシップ運営要領の第7項（1）から（6）及びエクスターンシップに関する協定書第5条、第6条で詳細を定めている。

保険については、運営要領第8項により、当該大学が財団法人日本国際教育支援協会の運営する「法科大学院生教育研究賠償責任保険」に加入している。

#### （2）民事模擬裁判

必修科目である「民事実務演習」の中で、第2回から第10回まで、9回かけて実施される。

対象学生全員が履修しており、履修した学生は、全員が単位を修得している（2008年度30人、2009年度18人、2010年度23人、2011年度12人）。

2012年度は、履修者が5人であったため、交互尋問までは、役割を分けて全員が訴状や答弁書を作成し、交互尋問のみ、役割分担をした。また、人証役を民事系研究者教員が担当し、リーガルクリニックセンターにおいて打合せを行う等、より実際的な進行をした。内容については、担当教員（弁護士である専任教員及び派遣裁判官）において協議し、決定している。

成績評価、単位認定は、前半の模擬裁判の評価と後半の講義演習の評価を併せて、合否の判定を行っている。

### （3）刑事模擬裁判

必修科目である「刑事実務演習」の中で、第6回から第15回まで9回かけて（ただし、第15回は講評のみ）実施される。対象学生が全員履修しており、履修した学生は全員が単位を修得している（2008年度58人、2009年度25人、2010年度18人、2011年度9人）。

内容は、「刑事実務演習」の前半を受けたことを踏まえた模擬事件記録を利用した模擬裁判であり、起訴状作成の段階から学生に作業させている。

担当教員は、元裁判官の専任教員、弁護士である専任教員、元検察官の非常勤講師である。

成績評価、単位認定は、前半の講義の評価と後半の模擬裁判の評価を併せて、合否の判定を行っている。

担当教員は、2008年度から、元裁判官の専任教員だけでなく、弁護士専任教員及び派遣検察官が加わり、2011年度は、派遣検察官に代わって元検察官の非常勤講師が模擬裁判の指導に加わっている。

2009年度から、模擬裁判の一環として、公判前整理手続を実施している。

公判前整理手続も、受講生に実演させて担当教員が講評し、その後公判期日に進んでいる。

### （4）リーガル・コミュニケーション演習

前記6-2で述べたとおり、民事・刑事の弁護士の法律実務を行う3年次選択の法律実務基礎科目であるが、その授業には、各種のシミュレーション教育手法が取り入れられており、被疑者接見のロールプレイを行ったり、模擬交互尋問を行ったりする科目である。

## 2 当財団の評価

当該法科大学院では、「エクスターンシップ」は、履修者の増減が大きいものの、一応、有用な臨床科目として実施されているが、「リーガル・コミュニケーション演習」については、臨床科目に該当するのは、シミュレーション

の方法で行われる授業内の極めて限られた局面にすぎない。さらに、当該法科大学院は、自己点検・評価報告書において、「リーガル・クリニック」も臨床科目として挙げるが、この「リーガル・クリニック」は、「民事訴訟法」の授業での課題として、リーガルクリニックセンターで行われている法律相談への同席を実施しているというにすぎず、到底、これを独立の臨床科目として評価することはできない。

### 3 多段階評価

#### (1) 結論

C

#### (2) 理由

当該法科大学院において、一応、独立の臨床科目として評価できるのは、「エクスターンシップ」1科目のみであり、当該法科大学院の臨床科目は、質的・量的に見て法科大学院に必要とされる水準は辛うじて満たすにしても、充実しているとまでは、到底いえない。

## 第7分野 学習環境及び人的支援体制

### 7-1 学生数(1) クラス人数

(評価基準) 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

(注)

「1つの授業を同時に受講する学生数」とは、クラスに参加するすべての学生の数をいい、本科生、留学生、科目等履修生、聴講生等を含む。

「適切な数」とは、その開設科目として効果的な授業を行うのに適した人数をいう。法律基本科目の場合は、50人を標準とし、60人を大幅に超えることのないように適切な努力がなされていることをいう。

#### 1 当該法科大学院の現状

当該法科大学院は定員が30人であり、講義の履修登録者数は最高で18人(2012年度・「民法(総則・物権総論)」)となっており、少人数制は実施されている。

#### 2 当財団の評価

授業はすべて50人以内で実施されている。

#### 3 合否判定

##### (1) 結論

適合

##### (2) 理由

法律基本科目の1クラスの学生数が50人以内である。

## 7 - 2 学生数（2） 入学者数

（評価基準）入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

（注）

「入学者数」とは、実際に入学した学生の数进行。

「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数进行。

「バランスを失っていないこと」とは、入学定員の110%以下を標準として入学者数が収容定員に対するバランスを失っていないこと进行。

### 1 当該法科大学院の現状

#### （1）過去3年間における入学定員に対する入学者数の割合

	入学定員（A）	入学者数（B）	定員充足率（B/A）
2010年度	30人	22人	0.73
2011年度	30人	17人	0.57
2012年度	30人	11人	0.37
平均	30人	16.7人	0.56

### 2 当財団の評価

過去3年間において、入学者が入学定員を上回ることがなく、バランスを失っていない。

### 3 合否判定

#### （1）結論

適合

#### （2）理由

入学者数が入学定員の110%以内である。

### 7 - 3 学生数（3） 在籍者数

（評価基準）在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

#### 1 当該法科大学院の現状

##### （1）収容定員に対する在籍者数の割合

	収容定員（A）	在籍者数（B）	定員充足率（B/A）
1年次	30人	16人	0.53
2年次	30人	10人	0.33
3年次	30人	18人	0.60
合計	90人	44人	0.49

#### 2 当財団の評価

過去3年間において、在籍者数の収容定員に対する割合は110%を超えることなく適切に保たれている。

#### 3 合否判定

##### （1）結論

適合

##### （2）理由

在籍者数が収容定員の110%以内である。

## 7 - 4 施設・設備（1）施設・設備の確保・整備

（評価基準）授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

### 1 当該法科大学院の現状

#### （1）施設・設備の確保・整備状況

##### ア 施設・設備

講義や演習科目の実施のために71人収容可能な講義室を4室と収容人員20人の演習室を8室備えている。現在、学年定員は30人であり容量的には余裕がある。講義室は、学生間での議論を交えた多方向での授業がしやすいように扇形に作られている。現在、2講義室がマルチメディア対応となっており、パソコン画面やビデオ映像の表示が可能である。加えて、裁判実務演習等のために教室兼用の模擬法廷教室がある。

学生の学修スペースとして164席の自習室があり、学生1人に対して1席は確保されている。各座席には情報コンセントが設置されているので、学生はそこで各自のパソコンを利用できる。自習室内には約2万冊収容可能な書架があり、学修に必要な図書等を置いている。自習室に隣接して印刷室があり、複写機（2台）とプリンタ（4台）及びパソコン（6台）を配備しているため、自習室内配架資料のコピーやオンラインでの情報検索の印刷などができるようになっている。他に個別指導用の小部屋が2つあり、学生によるグループ・スタディのために提供している。IT利用に関しては、パソコン18台を備えたコンピュータラボ室があり、学生は自由にネットワークを通じた情報検索などをすることができる。自習室、コンピュータラボ室は自動入退室システムであり、適宜、利用可能である。また、教材や私物の本などを保管するために、学生1人に1個のロッカーが提供されているほか、一定の書棚スペースや談話スペースを備えた学生用準備室がある。

##### イ 身体障がい者への配慮

講義室4室には、いずれも車いす用の机が設置されている。当該法科大学院各階には、それぞれ障がい者用のトイレが設置され、また、当該法科大学院のエレベータ2基のうち、1基には車いす用のボタンがある。また、当該法科大学院棟入口へのアプローチには、車いす用のスロープが設置されている。

### 2 当財団の評価

施設・設備は非常によく整備されており、充実している。特に、前記のとおり当該法科大学院の在籍者数が44人と学生が少なくなっている（履修登録

している学生はさらに少ない。)ことから, 自習室として設けられている164人分の机の多くは利用されておらず, 71人収容可能な4つの講義室の大教室もほとんど利用されていないなど, 充実した施設・設備が十分に活用されていないのが現状である。

### 3 多段階評価

#### (1) 結論

A

#### (2) 理由

施設・設備は非常に適切に確保, 整備されている。

## 7 - 5 施設・設備（2）図書・情報源の整備

（評価基準）教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

### 1 当該法科大学院の現状

#### （1）図書・情報源の確保

図書・情報源の所在場所は、当該法科大学院棟と中央図書館の2つに分かれている。中央図書館においては、質量ともに十分な法律関係の図書、学術雑誌、法令集、判例集等が所蔵され、利用可能な状態にある。当該法科大学院においても必要性の高いものは、自習室に図書として置かれている。法令については「現行法令」をはじめ各種の加除式法令集が用意されている。裁判例については、印刷物の資料として、「最高裁判所判例集民事及び刑事」、「判例タイムズ」、「判例時報」を始めとして主要な判例集をとりそろえている。その他、「最高裁判所判例解説」、「判例百選」などの判例解説資料、「ジュリスト」や「法律時報」などの主要法律雑誌、個別の法律に関する単行本をとりそろえている。このように、自習室の図書において一定程度のニーズは賄えている。

印刷物のリソースに加え、電子媒体の資料も図書館又はTKC及びLICのホームページを通じて当該法科大学院の学生に提供されている。主なものとして法令データベースでは「Super法令Web」、判例データベースではLEX-DB及びLLI（Vパスを含む。）、法律論文関係のデータベースとして「法律判例文献情報」がある。中央図書館が提供しているオンラインデータベース・サービス、並びにインターネット上の各種サービスは当該法科大学院棟のコンピュータラボ室や自習室の各席に装備されている情報コンセントから利用できる。判例データベースは、学生一人一人にパスワードが与えられ、学外からでも自由にアクセスできる契約をベンダー（TKC及びLIC）と結んでいる。なお、同時アクセス数については、TKCは無制限であり、LICは5人であるが、現状では問題は生じていない。

### 2 当財団の評価

情報源やその利用環境は非常によく整備されている。

### 3 多段階評価

#### （1）結論

A

#### （2）理由

情報源やその利用環境は非常によく整備されている。

## 7 - 6 教育・学習支援体制

(評価基準) 教育及び学習を支援するための人的支援体制が整備されていること。

### 1 当該法科大学院の現状

#### (1) 事務職員体制

当該法科大学院の事務室は法科大学院棟内にあり，事務職員は4人で対応にあっている。

#### (2) 教育支援体制

授業準備等，教員の教育活動を補助するために，法科大学院棟の教員研究室と同じフロアに助手室を設けている。助手室には助手1人及びアシスタント2人が在籍している。助手及びアシスタントの業務は，以下のとおりである。

授業補助業務

教科の教材作成補助業務

研究教育経費及び図書予算の執行関連業務

情報機器及びシステムの管理業務

自習室，教室等の管理業務

学事に関する業務

学生からの問い合わせへの対応業務

その他法科大学院長が必要と認める業務

### 2 当財団の評価

適切な学生への教育・学習支援体制が整っている。

### 3 多段階評価

#### (1) 結論

A

#### (2) 理由

学生への教育・学習支援体制は非常に充実している。

## 7 - 7 学生支援体制（1） 学生生活支援体制

（評価基準）学生生活を支援するための体制が備わっていること。

（注）

「学生生活を支援するための体制」とは、経済的支援体制、精神面のカウンセリングを受けることのできる体制、身体面において障がいのある者を支援する体制、学生生活に関する相談に応じる体制を含むものとする。

### 1 当該法科大学院の現状

#### （1）経済的支援

当該法科大学院独自の奨学金として、入学定員の30%程度の学生に対して、日本学生支援機構「第一種奨学金」相当額（年額105万円）を無利子で貸与している。これにより、日本学生支援機構奨学金（第一種、第二種）と併せて、希望する学生全員が奨学金を受け取ることができている。

また、学生への経済的負担を軽減するため、2013年度入学者より、現在の授業料年額100万円を年額60万円に減額することとしている。

当該法科大学院では、成績優秀者を対象として特待生奨学金が授業料相当額（年額100万円）、準特待生奨学金が授業料の半額相当額（年額50万円）であり、返還義務はない。それぞれの人数枠は以下のとおりである（2012年度以降入学生）。

	入学時	入学2年次	入学3年次
特待生奨学金	8人	5人	5人
準特待生奨学金	5人	5人	5人

#### （2）障がい者支援

当該法科大学院は一般道路の高さに比べ、少し小高いところに建てられているが、玄関まで車いす用の長いスロープがあり、建物内はバリアフリーの状態、障がい者用のトイレも設置され、障がい者への配慮は行き届いている。

過去の入学試験において、障がい者に対して別室受験を認めるなどの配慮をしたことがある。ただし、実際には学生の中に障がい者はいない。

#### （3）セクハラ等人間関係トラブル相談窓口

当該法科大学院においては「学校法人福岡大学ハラスメントの防止及び排除に関する規程」が制定・施行されており、これに基づき各種ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント）の防止及び排除に取り組んでいる。同規程に基づき、同施策を統一かつ継続的に行う主体として「防止対策委員会」が設置され、

同委員会のもとに「相談員」が置かれている。各種ハラスメントの被害者は、相談員もしくは防止対策委員会の委員に申し出て、相談することができる。

(4) カウンセリング体制

当該大学には、学生が精神面のカウンセリングを受けることのできる専門の部署としてヒューマンデベロップメントセンター（総合相談室）がある。ここでは、心理療法士の資格を有する相談員が常駐しており、心理的な悩みをはじめ、修学、対人関係、家族関係など、あらゆる相談に応じている。当該法科大学院の学生もこのセンターを利用することができる。

2 当財団の評価

学生に対する奨学金制度・健康相談・悩みの相談・ハラスメント相談等の体制は十分に整っている。

3 多段階評価

(1) 結論

A

(2) 理由

支援の仕組みは非常に充実しており、十分活用されている。

## 7 - 8 学生支援体制（2） 学生へのアドバイス

（評価基準）学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり，有効に機能していること。

### 1 当該法科大学院の現状

#### （1）アドバイス体制

当該法科大学院は，学習方法，進路選択，将来構想等について学生からの相談を受けるために，担任制（教員1人当たり各学年につき学生2～3人を受け持つ。）を採用している。担任である専任教員が学生一人一人に対し，きめ細かくアドバイスして対応している。また，各教員が担当科目の相談を受けるために毎週「教科指導」の時間を設けており，定期試験後には教員毎に講評を行っている。なお，当該法科大学院には助教が1人おり，授業は担当していないが，「教科指導」を通じて学生の相談に応じている。さらに，若手弁護士及び元検事正が，アカデミック・アドバイザーとして学生の法律基本科目の学修を支援している。

#### （2）学生への周知等

入学者に対するガイダンスや学内掲示により学生に周知されており，多くの学生によって活用されている。

### 2 当財団の評価

「教科指導」やアカデミック・アドバイザーによる指導は，特に法学部出身でない未修生への個別アドバイスの仕組みとして有用であり，学生に対するフォローアップの体制は全学的に充実している。学生数が少なくなっている現状からすると，学生と教員との距離が近くなっており，密度の濃いアドバイスが実際にもなされていると思われる。

### 3 多段階評価

#### （1）結論

A

#### （2）理由

学生が学習方法，進路選択，将来構想等についてアドバイスを受けることのできる体制は非常に充実し，よく機能している。

## 第8分野 成績評価・修了認定

### 8 - 1 成績評価 厳格な成績評価の実施

(評価基準) 厳格な成績評価基準が適切に設定・開示され、成績評価が厳格に実施されていること。

#### 1 当該法科大学院の現状

##### (1) 成績評価基準の設定

###### ア 法科大学院としての成績評価方針

当該法科大学院では、演習及び実習をもってする授業科目を除き、筆記試験による定期試験を行うものと定められており(法科大学院学則第45条第1項)、各授業科目についての成績評価は、この定期試験の成績のほか、小テスト、レポート、課題などの要素を加味して、行うべきものとされている。そして、総合的な成績評価及び定期試験についての成績評価の基準については、学期毎の教授会において確認され、学生に対しても、掲示をもって開示されている。なお、当該法科大学院における成績評価は、合否をもって評価する科目を除き、A、B、C、D及びFの5段階をもって表示され、AないしDを合格、Fを不合格としている(法科大学院学則第45条第1項)。なお、A、B、C、D及びFの評価基準は、後記ウのとおりである。

###### イ 成績評価の考慮要素

筆記試験による定期試験と、法的思考力が修得されているかどうかは、一定時間内に行われる定期試験だけでは評価し尽くせないためにレポート、小テストなどの成績を加味して成績評価を行っている。定期試験とその他の評価要素のとの考慮割合は、科目特性があるため科目毎に定められており、シラバスに記載している。

###### ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

2008年度前期試験から、必修科目については相対評価とし、選択科目については絶対評価としている。相対評価にあたっては、A評価はF(不合格者)及びH(試験放棄者)を除く全体の10%程度、B評価はF(不合格者)及びH(試験放棄者)を除く全体の20%程度、C、D、F評価については制限を設けていない。C評価は一応の水準と認められる成績、D評価は合格と認められるが最低限度の成績というのが判断基準である。

絶対評価にあっては、A評価(90点以上)は優れた成績、B評価(80点以上)は良好な水準に達していると認められる成績、C評価(70点以上)は一応の水準と認められる成績、D評価(60点以上)は合格と認められるが最低限度の成績、というのが判断基準である。

## エ 再試験

再試験は実施していない。

## オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

上記のような成績評価基準及び配分は、事前に公開されており、専任教員、非常勤教員に周知徹底されている。そして、定期試験前には、その実施要領（書面）を教員に配布し、学生にも成績評価基準・配分を掲示して公表している。また、定期試験後には、各科目の成績評価配分を掲示により開示している。

### (2) 成績評価基準の開示

#### ア 開示内容、開示方法・媒体、開示の時期

全体の成績評価基準は、講義開始前に配布される法科大学院学修ガイドにおいて明記されている。また、入学時におけるガイダンス等においても全学生に説明がなされ周知されている。科目毎の評価基準については、履修登録前に配布する法科大学院学修ガイドに掲載されているシラバスによって学生に開示している。

### (3) 成績評価の厳格な実施

#### ア 成績評価の実施

試験問題、採点基準をホームページにおいて公開しており、それに基づいて厳格な成績評価が実施されている。なお、試験終了後の教授会において科目毎に成績分布表を配布し、学生に対しては、試験実施前に掲示により評価配分を周知し、試験実施後は、各科目の成績分布表を掲示して、厳格な成績評価が実施されるよう配慮している。

#### イ 到達度合いの確認と検証等

出題意図・到達度については、試験終了後に、採点基準とともにホームページにおいて公開し、また、学生との面接ないし学生を集合させての指導を行うことにより、学生に周知させるようにしている。

#### ウ 再試験等の実施

再試験は実施していない。

## 2 当財団の評価

成績評価基準は、適切に設定されており、その開示も適切に行われている。問題は、成績評価が上記基準に従って厳格に実施されているかであるが、いずれの科目でも、小規模クラスの利点を活かし、評価基準に従ってきめ細かな採点が行われている。

## 3 多段階評価

### (1) 結論

#### A

(2) 理由

すべての科目につき統一的で厳格な成績評価基準が適切に設定されており、それが学生に対して事前に開示され、かつ、事前に定められた成績評価基準に従って、小規模クラスの利点を活かし、評価基準に従ってきめ細かな採点が行われており、厳格に実施されている。

## 8 - 2 修了認定 修了認定の適切な実施

(評価基準) 修了認定基準，修了認定の体制・手続が適切に設定・開示された上で，修了認定が適切に実施されていること。

### 1 当該法科大学院の現状

#### (1) 修了認定基準

当該法科大学院学則第38条において，必修科目60単位及び選択科目33単位以上，総計93単位以上を修得することが修了要件単位とされている。同学則第44条第4項において，1年次配当にかかる法律基本科目の必修科目のうち28単位以上を修得し，評価点の平均値が2.0以上（C評価以上）であることが2年次への進級要件とされ，また，同条第7項において，1年次及び2年次配当にかかる法律基本科目をすべて修得し，かつ，必修科目の評価点の平均値が2.0以上（C評価以上）であることが3年次への進級要件とされている。また，2009年度入学生からは，いわゆる点の評価を線の評価へと変更すべきであるとし，従来の課程修了試験を廃止し，公法系，民事系，刑事系の総合演習を設置し，そこにおいて，小テスト，課題提出及び最終試験により，法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を修得しているかを判定することとしている。なお，旧カリキュラムの合否基準については，第47回教授会（2007年2月21日開催）から見直しが検討され，第82回教授会（2008年11月19日開催）において，課程修了試験に関するガイドラインが提出されて承認され，課程修了試験前に毎回ガイドラインの確認が教授会で行われている。このガイドラインによれば，合否判定の基準は，司法修習生を経て実務法曹になるにふさわしい能力，つまり，新司法試験に対応できる程度の応用力を備えているかどうかであり，基本的事項の理解にとどまり，事例を解決する応用力が足りない成績では合格させないこととされている。

#### (2) 修了認定の体制・手続

後記(4)のとおり，課程修了試験を廃止し，公法系，民事系，刑事系の総合演習を設置し，そこにおいて，小テスト，課題提出及び最終試験により，法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を修得しているかを判定することとするなど，工夫・改善をしている。

なお，上記の修了要件を満たしているかどうかは，教授会において判定されている。進級制度も適切に運用され，課程修了試験を廃止した弊害は見られない。

#### (3) 修了認定基準の開示

学期前に配布する学修ガイドにおいて，学生に対して開示している。

#### (4) 修了認定の実施状況

##### ア 修了認定の実施状況

2009年度入学生からは、いわゆる点の評価を線の評価へと変更すべきであるとし、従来の課程修了試験を廃止し、公法系、民事系、刑事系の総合演習を設置し、そこにおいて、小テスト、課題提出及び最終試験により、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を修得しているかを判定することとしている。その結果、新カリキュラム（2009年度入学生から適用）の下では、修了対象者数は8人であり、全員修了認定されている。その中には、平常点が考慮されなければ、合格ラインを確保することが危ぶまれたと思われるような学生も散見される。

これに対し、旧カリキュラムの下で実施される課程修了試験を総合演習の修了試験として行っているが、その結果、2011年度8月実施試験の場合、受験者25人（対象者37人）、合格者4人、合格率16.00%、同年度2月実施試験の場合、受験者30人（対象者36人）、合格者9人、合格率30.00%、2012年度実施試験の場合、受験者11人（対象者16人）、合格者4人、合格率36.36%である。

2011年度における修了認定者の修得単位数の最多は102単位、最小は93単位（最少必要単位）、平均は新課程96.4単位、旧課程97.5単位である。

なお、新カリキュラムにおける総合演習の成績評価、旧カリキュラムにおける課程修了試験は適切に実施されている。課程修了試験の合格率は4割を割っているが、問題、採点自体に問題があったとはいえない。

イ 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた修了認定の実施を担保するための組織的体制・取り組み

法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた修了認定の実施を担保するため、3年次において公法系、民事系、刑事系の総合演習を設置し、小テスト、課題提出及び最終試験を実施している。また、厳格な成績評価を担保するため、学期毎に成績分布、学生個々の成績評定が教授会において開示され、また、課程修了試験の問題も公表され、その成績も教授会において開示されている。

#### （5）その他

旧カリキュラム下で実施される課程修了試験を総合演習（司法試験と同様の方法にしている。）の修了試験として行い、修了認定が適切に行われるように配慮している。

## 2 当財団の評価

### （1）積極的に評価すべき点

修了認定について、これを点ではなく線で行うべきであるとして、課程修了試験を廃止し、総合演習における成績評価に変えるなど、適切な認定方法を模索し、改善を試みている。

### （2）消極的に評価される点

旧カリキュラムの対象者は、現在でも課程修了試験を受けざるを得ないが、新カリキュラムによれば、線による評価として平常点が加味される余地のある学生が、不合格の認定を受けたおそれが全くないとはいいい切れない。

### 3 多段階評価

#### (1) 結論

B

#### (2) 理由

修了認定の基準・体制・手続の設定，修了認定基準の開示のいずれも適切であり，修了認定が適切に実施されている。

## 8 - 3 異議申立手続 成績評価・修了認定に対する異議申立手続

(評価基準) 成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

### 1 当該法科大学院の現状

#### (1) 成績評価における異議申立手続

##### ア 成績の説明，試験に関する解説・講評

試験実施後，試験問題及び模範解答又は論点をホームページにおいて公表し，さらに質問のある学生に対しては，答案指導を行っている。この答案指導は，成績発表後教員が研究室に待機することを義務付けられているが，このとき行われることもあれば，学生を集合させて行うこともあり，さらには，個別指導することもある。答案指導は，活発に行われている。

##### イ 異議申立手続の設定

成績評価に疑義がある学生は，「異議申立書」により異議を申し立てることができる。異議申立者に対しては，当該教員が書面によって回答し，この回答に不服がある場合には，さらに書面により異議を申し立てることができる。この場合には，教授会の審議に付される。学生からの異議申立ての件数は教授会において報告されているが，2011年度には異議申立てがなされていない。

##### ウ 異議申立手続の学生への周知

学期前に配布される法科大学院学修ガイドの成績評価・試験の項において記載している。試験実施前に掲示される学生向け実施要領にも記載されている。

#### (2) 修了認定における異議申立手続

##### ア 異議申立手続の設定

新カリキュラム(2009年度入学生から適用)においては，単位積み上げ方式がとられているため，特に異議申立手続は設けられていない。過誤があった場合には，事務室に申出があれば，教授会で審議し成績修正が行われる。

旧カリキュラム(2008年度以前入学生に適用)においては，修了要件として課程修了試験が設けられている。この試験については，成績発表後，学生はそれぞれの科目の成績評価に疑義がある場合には異議申立書を事務室に提出することにより異議を申し立てることができる。この異議申立てに対し，採点担当教員は書面によって回答するが，この書面による回答についてなお不服がある場合には，事務室に提出することにより教授会に異議を申し立てることができる。

## イ 異議申立手続の学生への周知

新カリキュラム（2009年度入学生から適用）の修了認定自体については、異議申立手続を設けていない。旧カリキュラム（2008年度以前入学生に適用）における修了認定については、異議申立制度が設けられており、その手続は、課程修了試験前の掲示及び成績発表時の掲示により学生に周知されている。

## 2 当財団の評価

書面による異議申立制度が設けられ、さらに最終的には、異議申立てが教授会の審議に付される制度になっており、行き届いた異議申立制度となっている。

## 3 多段階評価

### （1）結論

A

### （2）理由

書面による異議申立制度に加え、さらに不服がある者については教授会の審議に付される制度になっており、成績評価及び修了認定の説明や異議申立手続の整備、学生への周知等いずれも非常に良好である。

## 第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成

### 9 - 1 法曹に必要なマインド・スキルの養成 法曹養成教育

(評価基準) 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が、適切に実施されていること。

(注)

「法曹に必要なマインドとスキル」とは、社会から期待される法曹となるために備えておくべきマインドとスキルをいう。

「適切に実施されている」といえるためには、法曹となるにふさわしい適性を持った人材に、「法曹に必要なマインドとスキル」を養成するための専門職法学教育が実施され、「法曹に必要なマインドとスキル」を備えた者が修了するようになっていることが必要である。

#### 1 当該法科大学院の現状

##### (1) 法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

当該法科大学院においては、法曹に要請される使命・責任の自覚及び法曹倫理という二つのマインドに関する意識の涵養を学生に促し、また、法曹に必要なスキルとしての問題解決能力、基礎的法的知識・専門的法的知識・法情報調査などに係る法的知識、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、創造的・批判的検討能力、法的議論・表現・説得能力及びコミュニケーション能力を学生に修得させることが、一般的な教育目標として志向されているとみられる。

加えて、国際性の涵養ということについても、近時、国際社会のグローバル化、ボーダレス化に伴い、個人の活動の面においても、また、企業などの経済活動の面においても、国際的な法律問題が増加し、国際的な紛争もまた深刻となるなどの変化が見られることから、法曹特に弁護士の果たすべき役割は大きくなりつつあることにかんがみ、将来において国際的な分野で法曹としての役割を果たせるようになるため、国際的な取引や外国特にアジア諸国における企業活動の分野を中心に国際的な法律関係などに関する基本的な知識を修得させることが標榜されている。

このようにして標榜される理念に基づいて各分野においてされている当該法科大学院の取り組みの現状は、次述(2)のとおりである。

##### (2) 各分野における取り組み

###### ア 自己改革と特徴の追求

当該法科大学院においては、養成しようとする法曹像として、社会の発展に貢献する法曹ということなどが標榜され、それを周知すると共に、それに即した特徴の追求のため一定の取り組みがされている(1-1)。

修了生が母校のインハウス・ロイヤーになっている事例は、この営みの一つの成功例である（1 - 2の1（2）イ）。もっとも、修了生の活躍を促すために意義を有するはずのエクスターンシップの実施の状況は、必ずしも十分でない（6 - 3の1（1））。

#### イ 入学者選抜

司法制度改革審議会意見書が入学者選抜について要請した開放性、多様性及び公平性の各観点からみて、まず公平性について、特に問題とするべき事実は、認知されない（2 - 1の1）。

また、開放性ないし多様性の部面においても、S日程の試みなどにより、社会人や初学者を一定数受け入れることがされている（2 - 1の1（2）ア（イ））。

当該法科大学院は、入学者の大半を未修者課程の学生が占めるところ、2013年度から、適性試験、小論文又は適性試験第4部の成績、自己評価書に基づく出願者の適性及び能力の評価並びにその他資料に基づく出願者の学業成績及びその他の活動実績を判定資料とすることとしている。また、同じく2013年度から、いわゆるS日程として、未修者課程を専願する志願者については、面接のみによる実施方法をも導入することとした。これにより、法律的な専門知識の多寡ではなく、論理的かつ合理的な思考力・分析力・判断力・表現力という実務法曹としての基礎的能力及び資質を評価することがねらわれている。

当該大学の内外における入学説明会を催して入試広報の努力をしたり、適性試験の成績の下位15%の志願者の扱いを厳格なものにして選抜基準を改良したりするなどの工夫もみられる（2 - 1の1（2）ア（ア）、1（3））。

#### ウ 教員体制

学生収容定員数90人に対して専任教員数12人という教員数が確保されており、教員体制は、必修科目を中心に法令が定める員数の教員を擁していることが認められる（3 - 1）。その年齢構成については、いまだ顕著な傾向になっているものではないが、将来において、高齢偏在に傾いていく兆候がみられる（3 - 4）。

#### エ FD活動

専任教員12人のうち5人がFD委員会委員であり、月1回の教授会終了後、適宜、全員参加による「FDフリートーキング会」が開催されており、これらの機会において、教員間の意見交換がされている。分野横断的に設けられる科目である「判例講読」は、そこで生まれたアイデアである。学生に対する授業評価アンケートも実施されており、特に指摘しなければならない深刻な事項はない。学生の要望意見を受け止めるため目安箱という工夫がされており、前回の当財団による認証評価にお

ける指摘を受け、学生の投稿が心理的にさらにしやすくなるよう設えを改善した。

#### オ カリキュラム

法律実務基礎科目群は、学則において制度として履修しなければならないと定められている単位の数が適合していない(5-1の2(2)ア)。そのほか、展開・先端科目の設置が十分でない実情がみられ、また、内容的に展開・先端科目として区分運用することが適当でない認められるものがある。類似の問題として、本来は法律基本科目又は法律実務基礎科目である実質を持つと認められる科目が展開・先端科目として区分されている例がみられる(5-1の2(2)イウ)。

科目としての「法曹倫理」が設置されており、その実態は、後述ケで述べるとおりである。

また、カリキュラムを定める際の指導的な考え方が示されることが期待される共通的な到達目標の策定の状況も、後述コで述べるとおりである。

#### カ 授業

授業は、おおむね担当教員の熱意によって実施されており、おおづかみな傾向として学生も双方向・多方向の授業に積極的に参加している。なお、一部に授業計画が学生に対し提示されていない科目がみられる(6-1の2)。ただし、実務との架橋を意識した授業展開がされていることは、授業見学の範囲では認知することができなかった。

また、学生の学修に対する支援の趣旨も含ませて設けられている特徴的な営みとして「教科指導」があり、多くの「教科指導」の時間が設けられていて、そのなかには、その趣旨どおり特に初学者が学修の隘路を脱する助けとして重要な機能を発揮しているものがある半面において、授業で扱う内容の反復・発展・補充のような内容のものがあり、補習に近い実態のものがみられる(5-5の1(2))。

臨床科目の展開の一環として、エクスターンシップが実施されているが、学生の参加の多寡にばらつきがみられ(6-3の1(1))、また、エクスターンシップというものに対する考え方や理解が、教員の間において歩調の斉一が得られていない側面もうかがわれる。

なお、充実した施設で設えられたリーガルクリニックセンターが学内に設けられている。

#### キ 学習環境

施設の面などの学習環境は良好であり、電子的な環境整備や、蔵書収容数を誇る中央図書館などにも恵まれている。学習支援の部面においては、アカデミック・アドバイザーや助教である教員による初学者に対する親身な支援が行われている状況が認められる。

#### ク 成績評価と修了認定

修了認定は、前回の認証評価で問題点が指摘された課程修了試験が廃止され、公法系、民事系、刑事系の総合演習が設置され、その後、進級の要件を厳しいものとする制度運用がされている。

#### ケ 法曹養成

「法曹倫理」の科目は、開設されているが(5 - 3)、その授業で扱っている内容や授業の進め方は、法曹倫理の分野の知識理解の定着という観点からみて、十分な成果が得られていない。加えて、この科目の成績評価は、筆記試験の機会がないまま実施されている。

#### コ 共通的な到達目標

各法科大学院は、学生に対する共通的な到達目標を定めなければならないとされているところ、当該法科大学院においては、法的な知識とそれを運用するスキルの重要性などについて教員の意識を涵養するための意見交換がFD委員会やフリートーキング会において活発にされているが、その成果を表現して学生に対し到達目標を提示する文書の作成は、そのための検討の具体的な取り組みが着手されたところであるにとどまる。

#### サ 国際性の涵養

国際性の涵養という課題の観点から設置されている授業科目には、「国際私法」、「国際取引法」、「アジア法制度論」がある。これらは、2年次生及び3年次生の選択科目であり、受講生の数は、2010年度が、「国際私法」について15人、「国際取引法」について21人、「アジア法制度論」が16人であったが、2011年度は、「国際私法」について6人、「国際取引法」について9人、また、「アジア法制度論」が6人、さらに、2012年度は、「国際私法」が2人、「国際取引法」が6人、そして「アジア法制度論」が5人というように、やや減少してきている。

授業科目の展開のほかでは、外国人研究者による英語での講演会を開催し、ヨーロッパ連合や英国における民事手続の現状について情報を提供して討議を試みるなど、国際性への関心を高めるように努めている。

このように、当該法科大学院の地理的位置などの特性を反映してアジア諸国の法制度への学生の関心を喚起する取り組みなどが行われているが、外国の文献に触れる機会を含む授業は実施されていない。それらの実施を望む学生の要望があることが認められる。

## 2 当財団の評価

### (1) 基本設計としての入学者・退学者・修了生の多寡の問題

入学者や在籍者、さらに修了生の数という統計的な観点からみた法科大学院の基本設計に関わる問題として、当該法科大学院は、退学者が多く、

修了まで辿り着くことができる者が少ない、という事象がみられる（7 - 2, 7 - 3）。

そのこと自体が直ちに好ましくない、ということにはならず、見方によって、それは、成績評価や修了認定が適切に機能している証であるという側面もあるかもしれない。けれども、入学者選抜において、本来は迎えるべきでなかった学生を入れてしまっているというような傾向があるかないか、は検証を要する。また、修了認定に不合理な点があったり、過度に酷なものとして運用されたりしていないか、ということも検討されなければならない。

#### （2）入学者選抜の状況と課題

そのうちの入学者選抜については、5日程の試みなどにより社会人や初学者を一定数受け入れることがなされており、そのような意味における成果を認めることができ、また、適性試験の成績の下位15%の志願者の扱いを厳格なものにして選抜基準を改良したりするなどの工夫がみられるところから、今後、それらの工夫が法科大学院の基本設計との関係で生む成果を見究めていく必要がある。

#### （3）成績評価と修了認定

修了認定は、課程修了試験を廃止したことが、まず適切な政策判断であったと考えられる。課程修了試験というものが、本質的に、特定の機会に特定の出題に対して受験者が発揮する能力のみを評定するというものであることが避けられず、その意味において時間的な一点における選別であったことの問題性は、指摘せざるを得ない。当該法科大学院において、この観点からの運用上の問題がみられたことは、否定することができないと考えられる。

課程修了試験を廃止した後、進級の要件を厳しいものとする制度運用になっており、この点も、この改革が法科大学院の基本設計との関係で生む成果を見究めていく必要がある。

#### （4）法律基本科目に係る知識の偏重の傾向

在学生に対する教育ということに視点を移すと、現地調査において見学した授業は、おおむね教員の熱意によって実施されており、学生も双方向・多方向の授業に積極的に参加しているが、一部に授業計画が学生に対し提示されていない科目があることは、改善を要する。

そして、さらに指摘しなければならないとすれば、それは、全般に法律基本科目に係る知識の定着（インプット）とその表現（アウトプット）に関わる能力の練成に些か傾きすぎる兆候がみられることである。

たとえば、展開・先端科目の設置が十分でない実情がみられ、また、内容的に展開・先端科目として区分運用することが適当でない認められるものがある。

類似の問題として、本来は法律基本科目又は法律実務基礎科目である実質を持つと認められる科目が展開・先端科目として区分されている例があることは、好ましくない。

また、学生の学修に対する支援の趣旨も含ませて設けられている特徴的な営みとして「教科指導」があり、その趣旨どおり特に初学者が学修の隘路を脱する助けとして重要な機能を発揮しているものがあることは、評価されてよい。半面において、補習に近い実態のものがみられ、そのような実態が是正されないと、学生の自学自修を妨げる要因となりかねない。

#### (5) 理論と実務の架橋

これらの問題点と表裏の関係にあるとみるべきであるかもしれないが、当該法科大学院が社会の発展に貢献する法曹ということなどを標榜するのであるならば、そこで育てられる学生には、理論と実務の架橋という理念を十分に意識した教育が施されなければならない。

しかし、カリキュラムにおいて、法律実務基礎科目群について実質的にみて不適合とまではいえないものの、制度として履修しなければならないと定められている単位の数が適合していないことは、重い問題であるとみざるを得ない。

また、実務との架橋を意識した授業展開がされているかどうかは、授業見学の範囲では認知することができなかつたし、臨床科目の展開の一環としてエクスターンシップが実施されている実情についても、十分でない状況がみられる。充実した施設で設えられたリーガルクリニックセンターを学内に擁するなど、積極的に評価すべき部分があるものの、全体として、臨床科目の展開には課題がある。

さらに何よりも、「法曹倫理」の科目の在り方について、いくつかの問題点を指摘しなければならない。科目が1年後期に配当されていることは、この科目の内容に関し、法律学の学修の初期の段階にある学生の理解と関心を得るための適切な措置が伴うものでない限り、適当でないと考えられる。また、授業で扱っている内容や授業の進め方にも多くの問題がみられる。この科目の成績評価を筆記試験の機会がないまま実施していることも、これらのことと総合して考えると、この科目の実効的な運用を疑問視せざるを得ない要素になるとみななければならない。

#### (6) 法曹像の提示と法科大学院としての特徴の追求

養成しようとする法曹像として、社会の発展に貢献する法曹ということなどが標榜され、それを周知するとともに、それに即した特徴の追求が模索されていて、それについて一定の成果が収められていることが認められる。修了生が母校のインハウス・ロイヤーになっている事例は、この営みの一つの成功例である。しかし、エクスターンシップの実施の状況が必ずしも十分でないといった実情がみられ、どのような具体像を伴って修了生

を社会の発展に貢献させようとしているか、いまひとついまだ鮮明でないということも指摘しなければならない。

また、学生に対する共通的な到達目標を定めなければならないとされていることに関して、具体的な取り組みが着手されたばかりであるから、今後の課題として成果が得られることが求められる。

国際性の涵養についても、学生の意欲に応えられるよう科目の設置などにおいてさらに工夫が望まれる。

#### (7) 学習指導や学習支援における教員などの努力

当該法科大学院においては、専任教員に加え、アカデミック・アドバイザーや助教である教員による初学者に対する親身な支援が行われている様子が認められる。また、フリートーキング会などのFD活動において意義ある意見交換をしている様子をうかがうことができる。分野横断的に設けられる科目である「判例講読」は、そこで生まれたアイデアであり、とりわけ初学者の導入教育において成果を収めていることは評価に価する。

### 3 多段階評価

#### (1) 結論

C

#### (2) 理由

法曹に要請されるマインドとスキルについて、初学者をはじめとする学生に対する親身な学習指導などにおいて一定の成果を得つつある側面もみられ、法科大学院に必要とされる水準に達しているといえるが、全体として、法曹としての倫理の涵養や思考力の練成の観点からは、改善を要する事項が多く、当該法科大学院の努力が望まれる。

#### 第4 本認証評価のスケジュール

##### 【2012年】

- 2月24日 修了予定者へのアンケート調査（～4月13日）
- 6月14日 教員及び学生へのアンケート調査（～7月27日）
- 9月24日 自己点検・評価報告書提出
- 10月22日 評価チームによる事前検討会
- 11月4日 評価チームによる直前検討会
- 11月5・6・7日 現地調査
- 11月16日 評価チームによる事後検討会（評価チーム報告書作成）
- 12月27日 評価委員会分科会（評価報告書原案検討）

##### 【2013年】

- 1月18・19日 評価委員会（評価報告書原案作成）
- 2月4日 評価報告書原案提示及び意見申述手続告知
- 3月4日 評価報告書原案に対する意見申述書提出
- 3月15日 評価委員会（評価報告書決定）
- 3月27日 評価報告書送達及び異議申立手続告知

以上